

平成31年 3 月定例会 建設経済常任委員会記録

平成31年 3 月 6 日 (水)

平成31年 3 月 7 日 (木)

平成31年 3 月 8 日 (金)

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

平成31年 3 月 6 日 (水)	7 頁
平成31年 3 月 7 日 (木)	107 頁
平成31年 3 月 8 日 (金)	141 頁

平成31年 3 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 6 日 (水)	<p>開会</p> <p>審査日程の決定</p> <p>農林課、農業委員会事務局関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 8 号、議案甲第12号、 議案甲第13号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 5 号、議案乙第 8 号、 議案乙第12号 〔説明、質疑〕</p> <p>建設課関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 8 号 〔説明、質疑〕</p> <p>維持管理課関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 8 号、議案甲第15号、 議案甲第17号～議案甲第19号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告 (維持管理課) 公園施設長寿命化計画について 〔報告、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 8 号、議案甲第16号 〔説明、質疑〕</p>

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	3 月 7 日 (木)	<p>上下水道局関係議案審査</p> <p>議案乙第 1 号、議案乙第 4 号、 議案乙第 6 号～議案乙第 8 号、 議案乙第 11 号、議案乙第 13 号、 議案乙第 14 号、議案甲第 27 号、 議案甲第 28 号、議案甲第 14 号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第 3 日	3 月 8 日 (金)	<p>現地視察</p> <p> 栖の宿 (河内町)</p> <p> 西田川雨水対策工事 (西田町)</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p> 議案乙第 1 号、議案乙第 4 号～議案乙第 8 号、 議案乙第 11 号～議案乙第 14 号、 議案甲第 12 号～議案甲第 19 号、 議案甲第 27 号、議案甲第 28 号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告 (商工振興課、建設課)</p> <p> 組織機構の見直しについて</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成31年3月4日付託]

議案甲第12号	鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第13号	鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第14号	鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第15号	鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第16号	鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第17号	鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第18号	鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第19号	鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第27号	鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第28号	鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例	[可決]
議案乙第1号	平成30年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)	[可決]
議案乙第4号	平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第5号	平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第1号)	[可決]
議案乙第6号	平成30年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第7号	平成30年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第8号	平成31年度鳥栖市一般会計予算	[可決]
議案乙第11号	平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算	[可決]
議案乙第12号	平成31年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算	[可決]
議案乙第13号	平成31年度鳥栖市水道事業会計予算	[可決]
議案乙第14号	平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算	[可決]

[平成31年3月8日 委員会議決]

2 報告

公園施設長寿命化計画について(維持管理課)

組織機構に見直しについて(商工振興課、建設課)

平成31年 3 月 6 日 (水)

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 伊藤 克也
委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男
久保山博幸 池田 利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長	松雪 努
商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐	向井 道宣
商工振興課商工観光係長兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室肥前さが幕末維新博覧会事業推進係長	犬丸喜代子
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長	三橋 秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長	能富 繁和
産業経済部次長兼農林課長	松隈 久雄
農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長	成富 光祐
農林課長補佐兼農政係長	佐藤 正己
農業委員会事務局長	倉地 信夫
農業委員会事務局農業振興係長	久保山智博
産業経済部次長兼建設課長	佐藤 晃一
建設課長補佐兼庶務住宅係長	古沢 修
建設課長補佐兼道路河川整備係長	日吉 和裕
維持管理課長	大石 泰之
維持管理課参事兼課長補佐	三澄 洋文
維持管理課管理係長	徳淵 英樹
維持管理課維持係長	山下 美知
維持管理課公園緑地係長	本田 一也
国道・交通対策課長	中内 利和

国道・交通対策課道路・交通政策係長 増田 義仁

上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸

上下水道局次長兼事業課長 今村 利昭

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

審査日程の決定

農林課、農業委員会事務局関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第12号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例

議案甲第13号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

商工振興課関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第5号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第12号 平成31年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

〔説明、質疑〕

建設課関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

維持管理課関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

- 議案甲第15号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案甲第17号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例
- 議案甲第18号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案甲第19号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報 告（維持管理課）

公園施設長寿命化計画について

〔報告、質疑〕

国道・交通対策課関係議案審査

- 議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
- 議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算
- 議案甲第16号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1名

7 その他

な し

開会

午前 9 時 59 分

開議

江副康成委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

江副康成委員長

これより委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。よろしいですか。

紙のほうを見ていただきまして、まず開会をやりまして、今、日程決定のところでございます。

その日程としまして、この後、議案審査、補正予算、当初、条例というところで農林課と農業委員会事務局、商工振興課、建設課、維持管理課、国道・交通対策課を本日中に。

そして、明日 7 日は補正、当初、条例ということで上下水道局。

そして、8 日金曜日には中学校の卒業式のため、開会を午後 1 時 30 分からということで、現地視察、自由討議、総括、採決という日程を組んでおります。

現地視察については、副委員長のほうから説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

それでは、現地視察についてですが、現在のところ、やまびこ山荘のほうを予定しております。

改築のため、休館をされていたところ、3 月 1 日からですかね、再オープンをされておりますので、せっかくですから、きれいになったやまびこ山荘、とりごえ荘を皆さんで確認をしていただければというふうに思っております。

以上、1 カ所は前もって事前に決めさせていただいておりますが、ほかに委員さんのほうで、どちらか視察に行きたいということであれば、また出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

池田利幸委員

すいません。今回、西田川の水路の拡幅のところの工事が補正予算で4,000万円上がっている部分があって、今3本ずっとされているってということをお伺いしていますので、その部分をちょっと一度見せていただければなと思っております。

伊藤克也副委員長

池田議員ありがとうございます。

それでは、西田川ってということで、委員のほうから提案がありましたが、執行部はいかがでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、やまびこ山荘、とりごえ荘、並びに西田川を現地視察として決めさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

江副康成委員長

以上の審査日程でよろしいでしょうか。

委員の皆さん、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

審査に入ります前に、執行部より御挨拶の申し出がっておりますので、これをお受けしたいと思います。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おはようございます。

平成31年3月定例会建設経済常任委員会の審査に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今委員会におきましては、条例議案でございます甲議案、これが10議案。それから補正予算の5議案。そして当初予算の5議案ということで合計20議案を御審議いただくこととなっております。

条例の甲議案につきましては、10月1日からの消費税の増に伴います使用料等の改正を行う予定ということで、それがほぼほぼでございます。

それから、補正予算につきましては、事業費等の確定に伴い、また、ここでは新たな事業といたしましてプレミアム付商品券事業ということで、その準備のためのものを計上いたしております。

それから、当初予算につきましては、継続事業を中心に予算編成をさせていただいておりますので、先ほどのプレミアム付商品券等を含め、肉付け予算につきましては、6月補正予

算以降で政策的なものを計上していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

それでは付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

oo

午前10時6分開議

江副康成委員長

再開いたします。

oo

農林課、農業委員会事務局関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

江副康成委員長

これより農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

倉地信夫農業委員会事務局長

それでは、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、農業委員会事務局関係分について御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金592万1,000円の補正のうち、主なものといたしましては、説明欄1項目めの農業委員会交付金51万8,000円で、農業委員会の事務に要する経費に対する県の交付金の追加配分を補正するものでございます。

次に、説明欄3項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員及び推進員の農地集約や遊休農地の解消等の活動成果の実績により、県の交付金の補正をするものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

資料3ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬533万9,000円の補正につきましては、歳入で説明いたしました農地利用最適化交付金が、農業委員及び推進員の活動に対する報酬の加算措置の交付金となっているため、歳入と同額を補正するものでございます。

次に、節2給料から節4共済費の補正は、農業委員会事務局職員5名分の給与改定に伴うものです。

4ページをお願いいたします。

節8報償費、節9旅費、節14使用料及び賃借料の減額は決算見込みにより減額補正するものです。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の補正予算説明とさせていただきます。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

続きまして、農林課関係分について御説明をいたします。

まず歳入の主なものについて御説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項1分担金、目2災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金についても、事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

6ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、説明欄の5項目めのさが園芸農業者育成対策事業費補助金につきましては、収益性の高い園芸農業者を確立するために機械、施設等の整備に必要な経費に対する補助金でございまして、事業の完了見込みに伴う減額補正でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目8災害復旧費県補助金、節1農林水産施設災害復旧費県

補助金につきましては、作業道の西十郎線に係る補正でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

款22市債、項1市債、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債につきましては、災害復旧工事の起債で起債対象経費の清算により額が確定したことによる減額補正でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

資料の11ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の説明欄1項目めの鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金につきましては、4月から10月までの期間において猟友会が捕獲しましたイノシシ、アライグマの駆除実績に応じて、捕獲報償金として協議会に負担するものでございます。

続きまして、さが園芸農業者育成対策事業費補助金につきましては、先ほど歳入で説明したものの補助金の変更でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

目9農業研修施設費、節13委託料、滞在型農園施設等指定管理料につきましては、滞在型農園施設及び地域休養施設使用料減免に伴う収入補填及び地域休養施設休業期間の延長に伴う収入額減少分補填でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、林道事業費、節13委託料、節15工事請負費につきましては、災害復旧事業の事業費確定見込みに伴う減額補正でございます。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2単独災害復費、農林復旧費、林道事業費、節13委託料の減額及び工事請負費の減額につきましては、災害復旧工事の確定見込みに伴う減額補正でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

繰越明許費（追加）の款6農林水産費、項1農業費の事業名老朽農業用水路改修事業及び老朽ため池整備事業につきましては、地元調整に不測の日数を要したため、工期内に工事完了ができないため繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費の変更の款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費の事業名農林水産施設災害復旧事業につきましては、7月豪雨災害により農地、農業施設及び林道の単独災害復旧経費につきまして地元調整、測量等に不測の日数を要したことから繰り越しをお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、農林課関係分の補正予算の説明とさせていただきます。
よろしくお願いたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

18ページ、繰越明許費の部分で老朽農業用水路改修事業が年度内工期で終わらないという分。

これは具体的にどこの老朽農業用水路になるんですか。

成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

藤木の農業用水路と安楽寺の農業用水路と原町の農業用水路3カ所でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これは何か問題があって進んでいないとかじゃなくて、ただ工事が進んでいないという部分ですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

おっしゃるとおりでございます。

事業については進めていきたいということで計上させていただいております。

以上でございます。

久保山日出男委員

11ページをお願いいたします。

イノシシ、アライグマとか駆除で負担しておりますね。

ついせんだって1週間ならんぐらい前に、カラスの駆除をしておりますということで、猟友会が回っておりましたが、あの費用はどの辺になると。

この中には含まずに、もうこの資料の予算の中に入っているわけですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

カラス駆除等につきましては、当初予算のほうで年間委託費を計上しておりますので、その委託費の中でお願いをしているところでございます。

久保山日出男委員

わかりました。

池田利幸委員

すいません、引き続き同じところなんですけど、これは鳥栖三養基で猟友会にやってもらっているやつですよ。

これみやき町でしたっけ、上峰町でしたっけ、イノシシとかとったやつをたしかやっているとこがございましたよね。

これっていうのはもう単独でその町だけがやっていることなんですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

鳥栖三養基地区でイノシシ——単独で処理しておりますのは基山町でございます。

そこは基山町の方がとられたイノシシを駆除する施設として運営されているところがございます。

池田利幸委員

そうしたら補助を出しているんで、とったイノシシだったり、ジビエと言われている部分の処理っていうのは、現在はどうされているんですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

基本、猟友会の方たちが持ってある土地とかそういったものがありますので、そこで埋設、あとは焼却をされているところがございます。

あと一部、資格をお持ちの方が猟友会の方おられまして、その方は自分がとったイノシシのうち、状態がいいものについては、処理をされて、個人で販売とかされている方はおられます。

池田利幸委員

多分何回か前の委員会の中で、僕聞いたと思うんですけど、今そういうジビエっていう部分で結構それをふるさと納税に持ってこようとかか、京都とか今そういう料理があるのでっていうことで、基山町でされているところに一緒に出資して、そこで処理して、それを鳥栖に持ってくるとか、そういうことは考えられないんですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

基山町は基本エミューの処理の部分が最初にありますので、余裕があったときにイノシシっていう形になっておりまして、平成30年度から稼働しているわけですけれども、まだイノシシの処理までちょっと追いついていないっていうところがあります。

それで、もし鳥栖市で捕獲されて持ち込まれる場合には、処理費用とか、持ち込み費用っていうのを、4,000円とか5,000円とかっていうのを負担していただいて、処理していただいて、当然、基山町のほうがお話がありましたので、したところ、基山町の施設は指定管理にされていますので、そこは持ち込まれた分は自分ところで販売等したいっていうふうな御意向をお持ちでしたので、そうすると鳥栖市のジビエとかっていう形にはちょっとならないという部分もありますので、基山町から、まだそういった具体的なお話は一度、御相談があったぐらいってところになっているところがございます。

池田利幸委員

これ、こっちのほうから話を持ってきて、それを持ってこれるような話をしてもらえれば、お金出している分、せめて出している分とかの元は取れていくんじゃないかなあと思うんで、ぜひその辺も考えていただければ、こっから先、目玉にもなる商品になるかもしれませんので、ちょっと考えていただきたいなと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

内川隆則委員

災害の関係やけど、毎年災害が起きて、その復旧に当たらなきゃならんような状況ですけど、安倍首相が、森友学園なんかの問題をつつかれんがために、臨時国会が遅くなってしまって、結局、現地では、その対応がおくれるというふうなことに、相なっているような状況だと思うんですが、まず今年度の場合はどういう状況でしたか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

基本的には国の査定を受けてという流れになるんですけども、本年度は11月に農地がありまして、その後に林道という形でごさいます、スケジュール的には、通常の流れだというふうに聞いております。

ただ、件数が多かったので、その分で日数はたくさんかかったということは聞いております。

以上でございます。

内川隆則委員

通常の流れが通常の流れじゃないと私は思うわけよ。

もう少し早く臨時国会を開いて、そして早目の対応をしていかないと。

だって、今やりよる作業というのはたくさんあって、それが、年度内に終わらんような状況になって、それでもうやがて夏がくる、梅雨がくる。

そういうふうな状況を繰り返しているもんですから、私はちょっと聞いたままでですけどね。

だから、そういう対応をもう少し早めていただけないか、というふうなことは現地ではどういう状況になっとつとですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

確かに、おっしゃっていただいたような国のまず予算確保ですけども、していただくことが一番私どもにとってありがたいというふうに思っております。

具体的にはいろんな協議会がございますので、その中で要望をしていくというか、毎年行

っている状況でございまして、今お聞きした意見についても、その中でまた、そういう要望をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

これは自民党にも言わないかん話でね、ぜひそういうことは、働きかけはやっていただきたいと思います。そうしないと次の災害、2次災害起きる可能性が出てくるわけだから。

それはもう現地のほうでは重々わかった話だというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

それで現地視察のとき、ちょっと聞きよったけど、老朽ため池。

これが、もう不必要なところもあるんじゃないかというふうなことでもって、それを点検して、不必要ならば、もう水がたまらんような格好をしないと。

また、それによって災害が起きるといけないのでというふうなことを話していたんですが、その辺の作業はどういうぐあいになっているんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

御指摘があった件について、地元のほうと協議をやっていくというところではございました。

現時点でためないということをお願いしたのは荻野ため池、前回は申し上げたと思いますが、荻野のため池の分ではございまして、あと協議してありますのは平田の上のため池と原古賀の上のため池、そして、あと別でございましてけれども、国のほうから全国的にそういうため池に対する災害があったということで予算をつけて、重要ため池をもう一度点検しなさいということになっておまして、今、私どもが最初、重要ため池に指定した以外にまた今後、ほかの部分も含めて重要ため池に指定し、管理について協議を継続していく方向で今進めております。

以上でございます。

内川隆則委員

ぜひ、その辺は具体的に早く詰めてもらいたいと思うんですよ。

鳥栖市は特に市街化区域があるし、なおかつ、ほぼ農業放置の農家みたいなところが増加してきているし。

だから果たしてこのため池が必要なのかということは、たくさんあると思うので、ぜひ具体的に詰めてやっていただきたいと思います。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは本案に対する質疑を終わります。

oo

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

続きますして、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

倉地信夫農業委員会事務局長

それでは、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算のうち、農業委員会事務局関係分について御説明申し上げます。

当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

江副康成委員長

ちょっと待ってください。

休憩します。

午前10時24分休憩

oo

午前10時26分開議

江副康成委員長

再開いたします。

頭からしましょうか。もう一回お願いします。

倉地信夫農業委員会事務局長

それでは、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算のうち、農業委員会事務局関係分について御説明申し上げます。

当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金987万6,000円のうち主なものについて御説明いたします。

まず、説明欄1項目めの農業委員会交付金は、農業委員会の事務に要する経費に対する県からの交付金でございます。

説明欄4項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員及び推進員が行う農地の集積や遊休農地の解消の活動成果に応じた手当を支払うための県からの交付金でございます。

次に、資料4ページをお願いいたします。

これより、歳出の主なものについて御説明いたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費5,874万2,000円のうち、主なものについて御説明いたします。

節1報酬は、農業委員11名分と推進委員15名分の12カ月分の報酬及び農地利用最適化交付金による、報酬の加算分でございます。

次に、節2給料から節4共済費につきましては、農業委員会事務局職員5名分の人件費でございます。

次に、資料5ページをお願いします。

節9旅費は、職員、農業委員、推進員の研修旅費及び農業委員会定例委員会の出席費用などでございます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の当初予算の説明とさせていただきます。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

続きまして、農林課関係分について御説明を申し上げます。

当初予算説明資料の7ページをお願いいたします。

まず歳入の主なものについて御説明をいたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金、節1農業費分担金の説明欄1項目めの老朽農業用水路改修事業費分担金につきましては、事業に伴う地元負担の分担金でございます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明をいたします。

説明欄2項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組む水路の泥上げや草刈り等の基礎的保全活動や植栽による景観形成等の農村環境の資質向上を図る協働活動を支援するための補助金でございます。

続きまして、中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域などが農業生産条

件が不利な地域におきまして5年以上農業を続けることを約束した地域集落の農業者の方々に対して交付金を支給するものでございます。

説明欄一番下のさが園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するために、農業生産法人、農業者が組織する団体等が行う機械、施設等の整備に必要な経費に対する県補助金でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

説明欄1項目、経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、担い手農家の経営の安定を図るために必要となる推進活動等のうち、事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する補助金でございます。

次に農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、50歳未満の青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための補助金でございます。

次に、節2林業費県補助金のふるさとの森林づくり事業補助金につきましては、荒廃した森林、またはそのおそれのある森林について、森林の公益的機能の維持管理を図るため実施するものでございまして、佐賀県の森林環境税を財源とした補助金、補助率は10分の10の事業でございます。

次に、項3委託金、目3農林水産業費県委託金、節1農業費委託金の河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムを維持管理する経費に対する県からの委託金でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち主なものについて御説明をいたします。

市民の森ネーミングライセンス料につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパンと平成31年度1年契約によりますネーミングライセンス料でございます。

次に資料11ページをお願いいたします。

これより歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費のうち主なものについて御説明をいたします。

節2給料から節4共済費につきましては、農林課職員12名分の人件費でございます。

次に、節13委託料の生産組合組織力向上等業務委託料及び生産組合員連絡調整等業務委託料につきましては、農家間の連絡調整や、各種調査や農家意向の取りまとめなど市内44町の生産組合及び生産組合長への委託料でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

目3農業振興費のうち主なものについて御説明をいたします。

節19負担金、補助及び交付金の説明欄3項目めの佐賀園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、先ほども説明したとおりの補助をするものでございます。

平成31年度当初につきましては、主要事項説明書の11ページをあわせてごらんいただければと思います。

江副康成委員長

タブレット1ページめくってもらったら出ますんで。

ごめんなさい。お願いします。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

事業内容につきましては、アスパラガス及びキャベツを栽培する4名の事業者に対しまして、アスパラガス用ハウス、省力化機械等及びキャベツ用収穫機を購入する費用に対する補助でございまして、以上でございます。

すいません、それでは、資料の14ページをお願いいたします。

説明欄3項目めの農業次世代人材投資資金につきましては、50歳未満の青年で一定の要件を満たす新規就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間、農業次世代人材投資資金を交付するものでございます。

次に、中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において5年以上農業を続けることを約束をいたしました農業者の方々に対して交付金を交付するものでございます。

資料の16ページをお願いいたします。

目5農業生産基盤整備費のうち、主なものについて御説明をいたします。

節15工事請負費の老朽農業用水路改修工事費につきましては、施設の農業用水路の原形改修及び未改良水路の整備を行うための事業費でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金、説明欄1項目めのかんがい排水事業推進負担金につきましては、筑後川の水源を確保し農業用水の安定供給を図るために、江島町、立石町にある用水施設の維持管理等の負担金でございます。

続きまして、筑後川土地改良事業推進事業協議会負担金につきましては、水源開発等、水利用合理化、並びに圃場整備等の生産基盤の整備のため、筑後川水系開発計画の一環として行う土地改良事業を推進することを目的とする協議会への負担金でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

筑後川下流用水事業負担金につきましては、水資源機構が施工した佐賀揚水機場等の施設建設事業の一部を償還するための負担金でございます。

次に説明欄5項目め、小規模土地改良事業補助金につきましては、かんがい用排水施設の

改良事業、ため池、幹線用排水路のしゅんせつ改良などを行うための負担金でございます。

次に、説明欄一番下の多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組む水路の泥上げ、草刈り、農道の路面維持等の基礎的保全活動や、景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する補助金でございます。

次に目6農村整備費、節28繰出金につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

目7農地等保全管理費のうち主なものについて御説明いたします。

節7賃金につきましては、河内ダム嘱託職員及び河内河川プール監視員の賃金でございます。

次に、資料19ページをお願いいたします。

節13委託料の説明欄最初の河内ダム施設管理等委託料につきましては、河内ダム管理システムの保守業務やダム堤体等の草刈り業務の委託が主なものでございます。

次に、河内河川プール施設管理料につきましては、河内河川プールのトイレ浄化槽の管理清掃や草刈り業務などの委託料でございます。

次に資料20ページをお願いいたします。

目8米需給調整総合対策費、節19負担金、補助及び交付金の説明欄最初の経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、担い手農家の経営の安定を図るために必要となる推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する補助金でございます。

続いて、目9農業研修施設費のうち、節13委託料、滞在型農園施設等指定管理料につきましては、やまびこ山荘、とりごえ荘等の管理運営委託料でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業総務費の節2給料から節4共済費につきましては、林務担当職員1名分の人件費でございます。

続きまして、目2林業振興費のうち主なものについて説明いたします。

節13委託料の森林整備等伐採委託料につきましては、荒廃した森林またはそのおそれのある森林について、森林の公益的機能の維持管理を図るため実施するものでございまして佐賀県の森林環境税を財源として行う事業でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

目3林道事業費のうち、主なものについて御説明いたします。

節13委託料の林道管理委託料につきましては、各林道の草刈りや倒木処理、土砂撤去など

の林道管理委託料でございます。

24ページをお願いいたします。

目4 治山事業費のうち主なものについて御説明いたします。

節13委託料の説明欄1項目めの市民の森ネーミングライツ事業委託料につきましては、ネーミングライツ料を活用しまして、鳥栖市民の森のPRを兼ねていろいろなグッズ等を作成する委託料でございます。

次に、市民の森管理委託料につきましては、市民の森の草刈りやトイレの清掃委託料でございます。

次に、節15工事請負費の市民の森整備工事費につきましては、ネーミングライツ料を活用しまして市民の森遊歩道等の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

久保山博幸委員

16ページの節15の老朽農業用水路改修工事。それから17ページの節19、下のほうの多面的機能支払補助金、これに関連してお尋ねしたいんですが、なかなか農業用水路、もうどこも傷んできている時期になっているのかなど。原町も、老朽用水路の改修工事を予定されてるんですが、なかなか昔は地域総出で泥上げとか、いろんな管理で、目が行き届いたと思ったと思うんですね。

農業も省力化、効率化っていうことで、田んぼの中のことは、省力化でいろいろ取り組んではいるんですが、なかなか排水路まではもう余力がないっちゃうか、そこまで目も行き届かないような状況に――今後どんどん若手も少なくなってくるし、誰が用水路を常時管理っていうか、目が行き届くのかという物すごく不安を覚えている状況なんですが、そういう中で多面的支払補助金の目的ですよ、地域で農業環境を守ろうというふうな、この取り組みを、もう少しこれを充実していかんと、なかなか農業、これから環境保全どうなのかなど、担い手不足の中にですね。

それに関して多面的支払補助金、このあたりの今後の考え方ですよ、地域に対する啓蒙の必要性とかそのあたりはどういうふうに農林課としては考えておられるのかなっていうところをお尋ねいたします。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

基本的にこの多面的機能支払補助金でございますけれども、国のほうでやはりそういう状

況を鑑みた中で、地域全体で農業を支えていこうというのが当初の趣旨だと思います。

そして、実際この補助金は、いろいろなものに使っていいということで、そういう補修関係にももちろん使っていただいて、ただそれを実際される方がなかなかやっぱり、そこまでちょっとまだ考えがいかないというところもありますので、なるべくこういう部分を充実して、やはり、良好な農村環境というのを地域全体で支えていくことが今後の農業につながっていくんじゃないかというふうに私どもも思っておりますので、そういうお声をまた会議等もございますので、伝えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

久保山博幸委員

やっぱり早目早目に用水路の状況なんかも、傷みがひどくなる前に気づいておけば、お金の面でも、安く、早目早目に手を打てばですね。

なかなかそこにもうほったらかしのまんま、もういよいよいかんごとになってから、どがんかしてもらわないかんというふうになっているのが今の状況であります。

今後何かそういうふうになっていかんように、その辺やっぱり地域の自分たちのところは、目が行き届くような施策をとっていかんといかんのかな。

そういう意味で多面的機能支払補助金の今後、活用ですね、活用に関しては取り組んでいただければというふうに要望ですけれども、よろしく願いいたします。

池田利幸委員

すいません、ちょっと2点お伺いします。

まず11ページ、主要事項説明書11ページですかね。

さが園芸生産888億円推進事業。

これ4名分の補助という御説明いただいて、これは下のキャベツ農家さんまで含めての4名分なんですか。上のアスパラで4名分なんですかね。

一緒にキャベツの収穫機、これ使うってなれば結構の広さがあるキャベツ農家さんとか、法人さんとかになるのかなと思うんですけど、これが具体的につちゅうか、ちょっと場所、どの辺のキャベツ農家さんのところされるのかちょっと教えていただきたいです。

まずそれが1個目です。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

まず、こちらの主要事項説明書の中には、3分類でしておりますけれども、真ん中のアスパラガス用パイプハウス、これ2名の方でございますので、全部で4名という形になります。最後のキャベツ用収穫機についてでございますけれども、申請があっているのは、下野町の立石ファームというところでありまして、平坦地でございますので、広くされるということ

で伺っております。

以上でございます。

池田利幸委員

そうしたらこれは3つに分かれている分の1名、2名、1名の全部で4名ということではないんですね、ありがとうございます。

そうしたら次、これは予算書の24ページの節13委託料の市民の森ネーミングライツ事業委託料の75万円というところで、ノベルティー作成業務委託料と、市民の森イベント委託料。

これ、委託をされるっていうのが、外注でイベント自体も外に委託をされるものなのかっていうのと、すいません、ノベルティー作成事業というのは僕ちょっとわかっていなくて、このノベルティー作成事業って何なのかを教えていただきたいなと思いますけど。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

市民の森ネーミングライツ、ノベルティーっていうのは現在、佐賀県産木材を使って15センチの物差しをつくっております、一応それにつきましては、市内の小学1年生、全員に配布しております。

そのときに市民の森の地図等もあわせて、こういうのがありますよということでお配りを行っているところでございます。

市民の森イベント委託料につきましては、大体、秋11月ごろにイベントをしております。

そのときに、看板であるとか、そういうのをつくったりする部分の委託料として計上させていただいたところでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

そうしたらこのノベルティー事業っていうのは、マップと物差しを一緒に小学校にそのままお配りするということですね。

わかりました。

ありがとうございます。

小石弘和委員

今、ネーミングライツ料をそういうふうな物差しをつくるのかするということふうなことをお答えになられたんですけど、ネーミングライツ料の約210万円というのは、そういうふうなものに使うわけじゃないんですよ。

やはり市民の森を、快適にするようなもの自体ですよ。

そういうふうなもの自体は一般財源から持ってくる筋合いがあるんじゃないですか。

そういうふうな点が、あなたたちは非常に欠けているんですよ、おかしいんですよ。

そういうふうなものに使ってはならんとなっているんですよ、これ。

どうですか、ちょっとその意見聞かせていただきますか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

ネーミングライツでおっしゃるように216万円、コカ・コーラボトラーズジャパン様からいただいております。

事業内容についても、協議をさせていただいた中でさせていただいていると。

ただ、委員がおっしゃるように、今、市民の森自体が、整備を少しずつしか改修ができておりませんので、大分荒廃している状況でございますので、今後やはり全体をもう一度見直して、そういうもとのきれいな市民の森、散策できるような形に私どももしていきたいと思っておりますので、どういう形で行っていくかっていうことについて、検討を行わせていただきたいと思います。

以上でございます。

小石弘和委員

そういうふうなことを前向きに考えていただきたい。もう荒廃地帯ですよ。

栖の宿がああいうふうによくなる、虹の橋、風に見える橋もある。市民の森はどんどん荒廃しているんじゃないですか。

それからつけ加えますけど、杓子ヶ峰、この予算も何も無い。いつどうなるかというふうなこともお聞きしたいんですよ。あそこは憩いの場所ですよ。

どういうふうな対策をとるというふうなことも何も、ずっとあなたたちは考えていないわけですよ。

少しぐらい予算を一般財源から持ってくるような、予算ぐらいつけたらどうですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

12月議会でも小石議員から御指摘をいただきまして、私も市民の森を歩いてまいりました。

松隈次長も申しましたように、大分崩れている部分が目につくような形でございます。

そこにつきましては、先ほども松隈次長言いましたように、年次的な整備計画を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから杓子ヶ峰につきましては、大雨で登山道、こっち側の諧和の桜のところから上っていくところの登山道が崩れております。

そこにつきましても、6月議会のほうで計上できるように準備を進めているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

わかりました。

そういうふうなものを早急にやっていただきたいと思います。

それから21ページ、ふるさとの森林づくり事業補助金ですかね、これ10分の10の350万円。

これ整備地区は古賀地区となっています。この古賀地区はどの辺に当たるのか。

それから間伐される0.17ヘクタール、これは鳥栖市のものか、個人所有地なのか、これをお答えをいただきたいと思います。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

場所につきましては、山津ゴルフ場がございますけれども、あれの左といいますか西側の地区になります。

この伐採を行う所有者でございますけれども、これについては地元の方の所有ということでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

これ地元の個人所有地をそういうふうなものに使うというふうなことはいかがなものかなと私は思うんですね。

ですから、そういうふうな資料があつて、これは危ないというふうなことであれば、図面を出してくださいよ。

場所はどこであつて、誰々の所有であつて、こういうふうな状況でこの350万円を使いますと。

そういうふうなことぐらい説明をせんと納得がいかないですよ。

県からもらった350万円を市の所有のものであるなら私は納得するんですよ。

個人の所有地を0.17ヘクタールも、何でせないかんですか。

もっと使い道があるんじゃないですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

基本的にこれにつきましては、鳥栖市内の東側のほうから、順次、整備をしていくということで今行っておりまして、弥生が丘、河内が終わりまして、今度、古賀になりましたので、牛原、平田のほうに順次移っていくという形にしております。

基本的にはこの税を使って行うというところの指定でございますので、その基準に基づいて行っているところでございまして、それと、この場所につきましては、後ほど、図面でお示しをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

小石弘和委員

この個人所有地をそういうふうな年次でずっとやっていくわけですか、今後。

これ何年か続くわけですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

基本的には全体の計画というのは持ち合わせておりませんが、順次、この地区からやっていくという形になっております。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、このふるさとの森林事業ができた時点ですかね、どこをどう年次的に——資料を出してくださいよ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

このふるさとの森林づくり事業というのは森林環境税を財源としておりまして、おっしゃるように、年次的に個人所有地を伐採していくというような事業でございますので、この委員会中に資料を御用意したいというふうに考えております。

小石弘和委員

私たちが森林税って払っていますよ、県税で大金で500円。私は有効に使っていただきたいと思うんですよ。

以上です。

池田利幸委員

すいません、その資料を出してもらうときに、一緒に申請基準というか、これは申請を市民の人が上げてからやるものなのか、それともこっちが勝手に危ないからといってやるものなのか、その辺もちょっとお知らせ願いたいなと思いますんで。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

今回のこの整備につきましては、鳥栖市のほうで先ほど言いました地域を決定しておりますので、その地域等につきましては、県のこの事業につきましては、個人所有地を整備していくっていうふうな分を活用させていただいておりますので、そういうふうな部分の資料を出させていただきたいと思っております。

以上です。

池田利幸委員

地区ごとに決めているっていうのは、さっきも御説明あったんでわかるんですけど、その中から個人のっていう部分を、なぜその個人のところなのかっていう部分が、申請なのか、それとも区長さんとか、地域から要望が出ているところなのかとか、そういうところがちょっと知りたいんですけど。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

申請なり、その採択の部分につきまして、あわせて資料を提出させていただきます。

江副康成委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

久保山日出男委員

17ページをお願いいたします。

小規模土地改良事業補助金の中で、ちょっとこれあくまでお尋ねですが、高田川から冠水して、今泉町、真木町あたりで壊れているでしょ、ポンプかな。

土地改良区がするような形になっているけど、その分に対しての50万円、1件当たりの50万円の補助は、そちらのほうにつけているんですかね、県がするやろ。

もう水が上がってこんけんっちゅう相談があっていると思いますが。（発言する者あり）

江副康成委員長

手を挙げて、きちんと答えてください。

成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

真木町のほうから揚水機場について御相談がっておりますけれども、それにつきましては、長寿命化という事業で、県のほうの事業で採択をしていただくように、土地改良区のほうでやられております。

以上です。

久保山日出男委員

じゃあ、これの中の分は使われないわけですよ。

成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

今回の分につきましては、小規模土地改良事業は使いません。

久保山日出男委員

わかりました。

江副康成委員長

ほかにはありますか。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第13号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

続きますして、議案甲第12号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例及び議案甲第13号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

資料は条例案説明資料でいいんですか。(発言する者あり) で、いいですね。

最後の部分ですね、我々の……。

暫時休憩します。

午前10時59分休憩



午前11時開議

江副康成委員長

再開いたします。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

甲議案の説明をさせていただきます。

資料の33から37ページをお願いいたします。

議案甲第12号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例及び議案甲第13号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例につきまして、御審議のほうをよろしくお願いいたします。

改正理由といたしましては、消費税率が8%から10%に引き上げるとともに、使用料手数料等を改正するものでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか、なしで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは農林課関係議案に対する質疑を終わります。

次に商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

oo

午前11時14分開議

江副康成委員長

再開いたします。

oo

商工振興課関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

江副康成委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

それでは、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、商工振興課関係分について御説明いたします。

資料は19ページをお願いいたします。

まず収入の主なものについて御説明をいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目8商工費国庫補助金、節1商工費国庫補助金につき444万円につきましては、主要事項説明書2ページ、恐らく次のページに入っているかと思えます。その資料をもとに御説明をいたします。

この商品券の目的につきましては、今年秋に予定をされております消費税、現行の8%か

ら10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するということと、消費の喚起の下支えをすることを目的として、国が全額補助し発券するものでございます。

事業の内容といたしましては、これまでの商品券事業とは違いまして、購入対象者が住民税非課税者、低所得者、それから3歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯の世帯主というふうに限られるものでございます。

購入限度額につきましては、お1人様2万5,000円を上限として、販売するというものでございます。

割引率につきましては、20%ですから、2万5,000円の商品券が2万円で買えるということ、20%の割引率となっております。

使用期間につきましては、増税後を予定しております、平成31年の10月以降を予定しているところでございます。

取り扱いの事業者につきましては、これまでもプレミアム商品券を発券したときと同様に市内の店舗について広く公募を行うものでございます。

(3)でございます。今回の補正をお願いしておりますものについては、まだ準備の段階でございますので、臨時の職員や、印刷製本費、大きくはシステムの改修費に充てる費用を補正させていただいてございます。

続きまして、建設経済常任委員会の参考資料ということで、お渡しをさせていただいております……。

江副康成委員長

ナンバー3ですかね。フォルダの3番です。

よろしいでしょうか。

じゃあ説明をお願いします。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

2ページ目につきましては、さっきの主要事項で説明を申し上げましたので割愛させていただきます、3ページ目の標準的作業のイメージっていうところがございます。これが主なスケジュールになります。

一番上の2月ごろ、現在ですけれども、国の準備経費ということで今回補正を上げさせていただいているところでございます。

その次の四角、2月から夏ごろにかけて、対象者のリスト、管理システムの構築等を行って準備をするということになります。

それを受けて6月ごろにはなりますけれども、6月1日が基準日、住民税非課税の方については、1月1日現在になりますけれども、お子様をお持ちの御家庭については、6月1日

現在の基本、住基データをもとにいたしますので、ここを基準日として対象者を絞り込むという作業に入ります。

7月、8月ごろにそれぞれの広報等を行うとともに、非課税の方については、購入の希望の受付を行いまして、申請をいただくということになります。

申請をいただいた後に9月以降に引換券を発送し、10月から使えるように、9月中には発券、販売をするというような流れで今動いているところでございます。

すいません、商品券については、以上でございまして、次の20ページ、資料にお戻りいただきまして、1番の補正の予算資料に戻っていただきたいと思っております。

江副康成委員長

皆さんよろしいですか。

お願いします。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金、鳥栖ガス配当金90万円につきましては、本市が所有する鳥栖ガス2,000株の配当でございまして。

次に歳出の主なものについて申し上げます。

資料は22ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節4の共済費から次の23ページの節13委託料及び14の使用料及び賃借料までにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、プレミアム付商品券の発券事業の準備に必要な経費といたしまして、合わせて444万円を補正するものでございます。

特に、今回は、対象者を絞り込むためのシステム改修費ということで、節13委託料の中のシステム改修委託料330万円を主に上げているところでございます。

節9旅費でございまして。27万7,000円の減額につきましては、企業誘致推進事業の旅費の決算見込みによる減額補正でございまして。

節19負担金、補助及び交付金159万4,000円の減額につきましては、主に企業立地奨励金及び雇用奨励金の交付の確定に伴う補正でございまして。

節22補償、補填及び賠償金、市小口資金融資保証料の346万4,000円につきましては、平成30年1月から12月までの市小口融資制度に伴う保証料の決算見込みにより補正するもの、(発言する者あり) すいません、24ページでございまして。

節28繰出金214万2,000円の減額につきましては、産業団地造成特別会計の新産業集積エリア整備事業費の減額に伴うものでございまして。

以上、説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、まず主要事項説明書2ページになりますかね。

この一番下のところの事前準備経費444万円の中に、これ臨時職員賃金、印刷製本費、通信運搬費、システム改修委託料、パソコン等借上料等ですけど、臨時職員賃金っていう部分が出ているってことは、これに対して新たにパートといいますか、臨時で職員を雇われる予定がもうあるってことですかね。

あるなら何人ぐらいを雇用するおつもりなのか、若干、お聞かせ願いたいと思います。

犬丸喜代子商工振興課商工観光労政係長兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室肥前さが幕末維新博覧会事業推進係長

今回補正で上げさせていただいている分に関しては、一応、国の広報が6月から広報活動を開始するっていうことを受けまして、6月分の1カ月分として上げさせていただいて、1人分となっています。

以上です。

池田利幸委員

多分これを入れることによって今皆さんが持たれている仕事に上乘せっていう形になると思うんですけど、その部分、1名で人員的には大丈夫なんでしょうか。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

御質問の件について、今回の低所得者、並びに子育て世帯ということで、庁内でも、商工振興課だけではなくて、こども育成課、並びに社会福祉課等も協力をして進めるようにしているところがございますが、それでも補えない部分を臨時職員で補うということで考えております。

池田利幸委員

ということは、とりあえず商工振興課さんとしては今1名だけの補充をすれば、何とか回せるのかなっていう御判断っていうことでよろしいんですね。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

現在、国のほうからのお示しいただいている事業量、仕事量っていうものが確定していない部分もございますので、事業を推進しながら、必要に応じて人員を――臨時の方をふやすとか、そういったことも出てくるかと思えます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あと、別添の参考資料プレミアム付商品券の部分なんですけれども、その3ページです

かね。

まず、2月から夏ごろっていうところの事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者のリスト作成っていう部分で、これ委託する事業者、ここで書いてある委託する事業者ってというのは、券を販売するとかそういう事業者選定っていうことなんですか。

それとも業務自体を委託する業者選定っていうことになるんですか。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

事務作業につきましては、これまでプレミアム商品券の販売等については商工会議所さんのほうが御協力いただいておりますので、そういったところの事務の補助をしていただけたところとの協議というふうに捉えております。

以上です。

池田利幸委員

すいません、あと1点。

6月ごろっていうふうなところで住民税非課税者に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備っていうところと、6月1日時点で、住基台帳から3歳未満児の子育て世帯主の抽出っていうふうになっているんですけども、これ今、仮に妊娠されて、6月1日以降に生まれる予定の子供が出る世帯っているはずなんですよ。うちもそこに係るんですけど。(発言する者あり) いや、うちもともと子供が別でいるんであれなんですけど、新たに生まれてそういう部分も必ず出てくると思うんですよ。

あと、住民税非課税世帯、これの抽出方法って今時点でどう考えてあるのかなっていうところをちょっとお示しいただきたいと思うんですけど。

犬丸喜代子商工振興課商工観光労政係長兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室肥前さが幕末維新博覧会事業推進係長

まず子供の基準日についてなんですけど、6月1日に住民登録をされている者ってところが基準になりますので、6月2日以降に生まれたお子様ってというのは対象外っていうような制度になっております。

それとあと、非課税の世帯についての御案内っていうところなんですけど、まず鳥栖市として想定する非課税になりそうな世帯に個別に広報をかけるっていうことを予定しています。

このやり方は臨時福祉給付金のおきも同じやり方でさせていただいているんですけど、まず事前に個別に広報活動を行い、また広く広報活動を行った上で対象となる方に御申請をいただくっていう形になります。(発言する者あり)

江副康成委員長

不規則発言はちょっとすいません、やめてください。

今、答弁はあれでよろしいですかね。(「いいです」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

じゃあ暫時休憩します。

午前11時29分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時30分開議

江副康成委員長

再開します。

どなたかいらっしゃいませんか。

池田利幸委員

すみません、そうしたら24ページの節28繰出金の214万2,000円マイナスっていう部分、ここをちょっと、マイナスの理由を教えてください。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

このマイナスの214万2,000円につきましては、産業団地造成特別会計のほうで新産業集積エリアになりますけれども、そちらのほうの予算執行が当初予定から減額しましたのでその分の減額補正ということで計上させていただいております。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐
後ほど産業団地造成特別会計のほうで詳しく説明差し上げます。

江副康成委員長

よろしいですか、池田委員。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第5号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第5号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

それでは、議案乙第5号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料は25ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入、歳出ともに15億88万9,000円の減額補正でございます。その主なものでございますが、新産業集積エリア整備事業の決算見込みに伴うものでございます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。

款1県支出金、項1県負担金、目1事業費県負担金、節1事業費県負担金214万5,000円の減額は事業費の決算見込みに伴うものでございます。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金214万2,000円の減額につきましても、事業費の決算見込みに伴うものでございます。

26ページをお願いいたします。

款6市債、項1市債、目1工業用地等造成事業債、節1工業用地等造成事業債14億9,660万円の減額につきましても、需用費の決算見込みに伴うものでございます。

27ページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

款1事業費、項1事業費、目1新産業集積エリア整備事業費、節13委託料627万2,000円の減額及び節15工事請負費14億8,300万円の減額につきましては、造成工事に着手することができなかったことに伴う減額補正でございます。

節17公有財産購入費729万5,000円の減額につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

款2公債費、項1公債費、目2利子、節23償還金利子及び割引料431万8,000円の減額は、地方債利子等の決算見込みに伴うものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

継続費補正についての御説明を申し上げます。

新産業集積エリア整備事業に伴う平成28年度から32年度まで、5年間総額44億2,690万1,000円の継続費を設定しておりましたが、平成28年度から30年度までの3年間、総額18億8,490万1,000円に変更するものでございます。

その理由といたしまして、平成30年度までの工事完了が困難になったことから継続費を変

更し、平成30年度末で一旦終了させるものでございます。

なお、今後、用地買収等が完了し、工事着手ができるような状態になった時点で再度、継続費を計上させていただくよう御相談するところでございます。

次に繰越明許費について御説明申し上げます。

今回、新産業集積エリア整備事業に伴う9,073万7,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。

その理由といたしましては、地権者交渉等、地元調整に不測の日数を要しており、また農地転用の手続が違法な状態にございますので、用地購入費を翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

以上、御説明といたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

26ページの補正予算で14億8,300万円の減額は、恐らくこれ工事ができなかった、平成32年度までの分譲ができなかった工事の減額だろうと思います。

これ一応もう5年たつんですから、これはもうマイナススタートになると私は思うんですよ。

それで、昨年の9月以降、市長、副市長及びその担当部署は、新産業集積エリア事業をどのように進めていくのか、その是正策をこれまで協議をされているものか。

どのような方法で行っている——いるならば、この委員会にその協議の内容を説明してほしいわけ、報告して欲しいわけですよ。

是正策そのものがなければ、要するに半年間もう何もしていないっていうふうなことであれば、やっぱこの新産業集積エリア事業そのもの自体を断念したほうがいいんじゃないかと思うけど、執行部の答弁をお願いしたい。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

昨年の9月11日から今回の議会まで、農地法の違反状態ということで、9月それから12月議会でも一般質問、またこの委員会の場でもお答えをしてくれているところでございます。

12月議会におきましては、10月に市長が各地権者への謝罪を1軒1軒回ったということと、第三者の顧問弁護士ではない弁護士からの調査確認の報告をさせていただいているところでございます。

その後につきましては、平成30年12月20日に市の農業委員会に対しまして、その弁護士の報告書を御説明させていただいているところでございます。

また、平成31年1月10日には、農業委員会の旭地区の先ほど出ておりました推進員さん、農業委員さんのほかの推進員さんのほうに、報告書をまた説明をさせていただいているところでございます。

そして、2月20日でございますが市農業委員会の定例会がございますけれども、その後に、今、小石議員から御質問いただきました農地法違反の是正、違反問題をどういうふうな形で是正をしていくのかっていうことの説明をさせていただいているところでございます。

その説明につきましては、登記を戻して仮登記を設定する場合、それから追認する場合ということで、この是正方法について、一般的に考えられる方法として説明を差し上げております。

また、農地法の違反を是正する方法ということでは、以前から、小石議員からも御指摘等いただいておりますけれども、登記をもとの所有者に戻して土地代金を返還していただくというのが基本ではないかというような御指摘もいただいております。

これが初めにある是正方法でしょうということでは口頭で説明をし、それではその次に考えられるものっていうことでは、登記を一旦戻して仮登記を設定する場合、そして、追認というような場合ということで、一般的に考えられる方法というものを御説明差し上げたところでございます。

小石弘和委員

今説明をいただいた是正策というのは、2通りあるというふうなことで理解をしいんですかね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

新産業集積エリア整備事業を前に進めるということで考えた場合には、登記を戻して仮登記を設定する場合と追認する場合っていうのが、一般的に考えられますということで御説明を差し上げたところでございます。

小石弘和委員

是正策の2通りの分を、結局どの方法でやるというふうなことはまだ決まっていないわけですね。

今回の市長選挙のときにね、今の現市長さんが、自分の任期中に分譲開始をしたいというふうなことも発言されているわけですね。

今の状況からすると、工事再開が恐らく4年も5年もかかるんじゃないかなというふうに、私は思うんですけど、担当部署としてはどういうふうなお考えなんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

確かにおっしゃられておりますように新聞等にも、市長の当選後の記者会見の中で、今任

期中に分譲開始したいという記事が載っておりました。

我々、私、担当部長といたしましては、まずは新産業集積エリア整備事業を前に進めるということでいけば、まずは農地法の違反状態を是正するっていうのが第1番目というふうに考えているところでございます。

なお、時期的なものにつきましては、私からお示しすることはちょっと現段階ではできかねるような状況でございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、その是正策をどの方法ですというようなことまでは、まだ決まってないわけですね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

現段階では、先ほど申し上げましたように、2月20日に農業委員会の定例会後に、農業委員さんのほうにお示しをしたものを……ちょっと休憩よかですか。

江副康成委員長

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩



午前11時45分開議

江副康成委員長

再開します。

先ほどの小石議員の質問に対して、資料を使って説明をお願いします。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

このA3のものを見ていただきたいというふうに考えております。

これ、別紙ということで平成31年2月20日という日付が入っておりますが、先ほど申し上げましたように、2月20日の定例農業委員会の後に、農業委員さんのほうにお示しをさせていただいた資料でございます。

ここで、先ほどの小石議員からの御質問にお答えをさせていただくということになりますが、まず右側の下のほうに農政協議の経過というところをつけております。

これ、平成22年度から農地転用に向けて、県、鳥栖市も同行しておりますけれども、農政局と協議を開始させていただいております。

平成22年、23、24の計3カ年度かけて、計16回の農政局との協議を実施したところで、地区計画策定後に農工法による農地転用の内諾ということで、農地転用については内諾を得ているところでございます。

ところが、この一連の経過の中で、農地転用許可を受けずに、所有権移転登記を行っているというような現段階では、農地法の違反状態というようなところでございます。

ここの登記を戻し、仮登記を設定する場合、それから追認する場合ということで、2つの一般的な考えられる是正方法をお示ししております。

その一般的な是正方法に、この農工法の許可をもらっているよっていうようなところも、合わせて掲示させていただいているところでございますけれども、今、この2つ御説明をし、農業委員会のほうで最終的には、じゃあどっちの是正方法がより妥当なのか、前に進めるとした場合、どっちのほうを選択すべきなのかというところでは当然、現段階では、我々からのお願いというところもあるかとは思いますが、ボールは農業委員会のほうでお持ちであるというふうにならざるを得ないところでございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ今は、ボールは農業委員会のほうにあるというふうなことでございまして、もう恐らく登記を戻して仮登記を設定する場合というようなことは、ちょっと非常に難しいものがあるんじゃないかなと思うんですけど、橋本市長さんが、おわびに行かれた状況も考えますと、地権者の皆様方に御迷惑のかからないような、結局、是正策を考えてまいりますというふうな謝罪の言葉を述べられているし、恐らく、もう一度地権者に返して、買い戻して、それからまた仮登記をするというふうな状況の場合はちょっと難しいようなことじゃないかなというふうには思うんですけども、おそらく転居されたり亡くなったり、いろいろな方がいらっしゃると思うんですけどね。

それを結局また仮登記して農転できるような状況に戻すようなことは非常に難しいような状況じゃないかなと私は思うんですけど、農業委員会のほうがどういうふうなアドバイスをされて、結局そのボール投げ返してくれるかというふうなことしか、もうこれは方法がないと思うんですけど。

そういうふうな、ちょっと私の思いは、そうだろうと思うんですけど、その点、執行部の考えはどうなのですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

農地法の違反状態後に土地の売買契約をさせていただいた方はございます。

その方につきましては、仮登記をした上で、今後、農地転用申請をするときには、新たにまた印鑑登録証明書をお願いしますねっていうような契約の内容にした上で、仮登記で、我々が今、お金をお支払いしているというような状態でございます。

そこは当然、そこまでお話ができておりますので、前に進むだろうと思っておりますが、じゃあ実際、議員御指摘のとおり、仮登記を設定する場合ということで考えられる課題というところで、ここに3つ掲げさせていただいております。

印鑑登録証明書の期限が3カ月しかございませんので、仮に農地転用許可をして、実際登記をするときには、3カ月以上かかる想定をしておりますので、再度じゃもう一回、印鑑登録証明書を提示くださいというようなお願いも必要になりますし、実際、所在不明の方っていうのも、いらっしゃるような状況を我々も謝罪の折に把握はできております。

ですから、実際、登記を戻して仮登記を設定する、全て100%できるのかっていうことでお尋ねになると、100%はちょっと無理かなっていう感触は今、持っているところでございます。

ただ、こっちのほう筋だよっていうような選択をされた場合には、それに従わざるを得ないというところもあると。

ですから、我々も追認という方法がございますので、そちらのほうの御説明もあわせて、差し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、今の御説明をお聞きしているところによると、仮登記を設定する場合というふうなことは非常に難しい、100%は難しいというふうな思いがするんですけど。

そうすると追認の場合、ある程度、重みは軽いと思うんですけど、果たして農業委員会さんが、登記を戻して、仮登記して、農転をして、また買い戻すというふうなことを言われた場合はほとんど不可能に近いんじゃないかなあというふうには思いますけど、この際、もうこの事業やめたらどうですか。私はそう思います。

終わります。

池田利幸委員

今、是正方法について、ずっと御説明をいただいて、僕の中でも、お話聞いていたらもう追認っていう方法しかないのかなっていう部分があります。それはもうずっと今、小石委員が聞いていただいたんで。

これ、もともともう一点、問題がございますよね。今まだ取得できていないところの問題。それも同時進行で進んでいないと是正が進んだときに工事に入れないという、その部分の

進行状況っていうのは、今、どのような感じになっているのかお示しいただきたいです。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

用地交渉、用地の取得につきましてですけども、農地法違反状態後から先ほど仮登記で契約を進めたというお話をさせていただきましたけれども、その件につきましては、お二人の方につきましては、仮登記を入れて農地転用許可を条件とするような形の契約を結ばせていただきまして、契約を締結いたしました。

残り、未契約者につきましては、5名いらっしゃいます。

このうち、理由は5名、それぞれあるんですけども、そのうちのお一人の方、立ち木の移転先、代替地を御希望される方につきましては、今大まかな移転先が決まるような形になってきておりまして、契約のめどが立ってきているような状況でございます。

5人のうち、あとお二人の方につきましては、補償の部分について継続して交渉をさせていただきます。

残りお二人につきましては、賃貸借契約の小作の件での契約についてですが、こちらも継続して交渉を行っているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

この補償の問題って言ったら、もう具体的に言えば、立ち退きのお金の問題っていうことになるんですか。

それとも何か別件の補償があるということですか。(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時56分休憩

〰〰

午前11時56分開議

江副康成委員長

再開します。

池田利幸委員

そうしたら今、残り5名の方のうち1名は立ち木の問題とかで、何とかもう決まりそうと。

あと4名の方について今交渉中っていうことですね。

これはめどはつきそうなんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

鋭意努力を重ねているところでございます。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

内川隆則委員

今の小石委員から言われた市長の選挙後の話、これについて、小石委員も言われたように、果たしてできるのかどうかということについて聞かれると、100%はちょっと思い浮かべないみたいな部長の答弁だったんですが、その温度差よね。

市長と部長の温度差、これがきっちりないとやめたほうがましやないかというふうなことに相なってしまいますので、そこはきっちり温度差が埋まるような答弁ができるようにしないと。

最終的なことを皆さん不安がってしまうのではないかと思うので、そこはきちんと、市長との話を進めた上で、やるならやる、やめるならやめるというふうなことは、これから先、考えていかなきゃならんというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

御指摘ありがとうございます。

今回、新産業集積エリア、庁内組織でございます新産業集積エリア整備事業推進本部につきましては、本部長、推進本部長ですね、これまで副市長だったものを市長にかわっていただきまして市長が本部長として推進をしていこうということで、変更をしたところでございます。

そこでも連携を密にしながら、庁内組織もそういう形で運営しながら、情報共有をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

小石弘和委員

今の推進本部長を橋本市長にかえたと。

それはいいことと思うんですけど、何もできない副市長よりそれはましと思うんですけど、今、内川委員が言われたように、温度差っちゃうたら全然埋まらないと思うんですよね。

新聞報道で、私の任期中に分譲開始までござつきますと、それは担当部署にも何も連絡がないんでしょう。我が勝手に言っている言葉じゃないですか。

部長さんに相談あったんですか、そういうふうな文言を、私の任期中に分譲開始をします

よと。

自分勝手にすれば温度差って何も埋まらないんですよ。

何か相談があったんですか。

江副康成委員長

答弁は残りでしたが、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時休憩

〰〰〰

午後1時6分開議

江副康成委員長

再開します。

残ってございました答弁のほうからお願いします。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

小石議員の御質問にお答えいたします。

市長におかれましては、選挙後の2月22日に新産業集積エリア整備事業推進本部の本部長ということになっていただいております。

ということは当然、市長の思いを形にするためにそういう覚悟をもってなられたものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

よくわかりました。ありがとうございました。

終わります。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは本案に対する質疑を終わります。

〰〰〰

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

それでは、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計当初予算中、商工振興課関係分について御説明を申し上げます。

資料につきましては26ページをお願いいたします。

まず歳入について申し上げます。

款22諸収入、項3貸付金元利収入、目1労働金庫預託金元利収入から目5市小口融資預託金元利収入まで、本市の中小企業者向け貸付制度に伴う各金融機関への預託金の元金及び利子として総額4億2,300万1,000円を計上しているところでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費のうち、節21貸付金8,500万円は、勤労者の生活資金等の融資を行うため、九州労働金庫に預託する勤労者福利厚生資金貸付預託金4,500万円及び労働金庫融資預託金4,000万円でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、節2給料から節4共済費までは、産業経済部長、並びに商工振興課職員計15名分の人件費でございます。

29ページをお願いいたします。

目2商工業振興費のうち、節13委託料1,189万9,000円のうち、樹木管理等委託料183万3,000円は、西部第二工業用地等の樹木の剪定、草刈りなどの管理委託料でございます。

同じく委託料のふるさと・しごと創生事業委託料970万9,000円につきましては、平成27年に策定いたしました“鳥栖発”創生総合戦略に掲げております、鳥栖市における安定した雇用を創出するという目標に基づいて事業を行うものでございます。

1つ目は、創業支援、創業希望者や創業から間もない方の各種相談に応じて指導助言を行う鳥栖市産業相談室、通称鳥栖ビズと申しますけれども、その開設費用に係る委託料でございます。

もう一つが、IT就業活躍支援事業でございます。

ITを活用した就業機会の創出を図るために、特に女性、若者等のITスキルの習得を目指したセミナー等を開催する費用といたしまして、200万9,000円を計上しているところでござ

ございます。

30ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金7,205万円の主なものについてでございますが、上から5行目から9行目の企業立地奨励金から雇用奨励金については、主要事項説明書の12ページをお願いいたします。もうそのままめくってもらえば、次のページにあると思います。

本事業の目的といたしましては、市内の事業所の新設、増設、移設等を行う者に対して、必要な奨励措置を行うことによって本市における企業の立地を促進し、産業振興、並びに雇用機会の拡大を図るという目的で行っている事業でございます。

内容といたしましては、企業立地奨励金、それから環境保全等奨励金の2つを今回上げさせていただいております。企業立地奨励金につきましては、事業所等の新設、増設に対して固定資産税を課することとなる年度の翌年から3年間、奨励金を交付するものでございまして、今回4社、6,258万5,000円を計上させていただいているところでございます。

もう一つ、環境保全等奨励金につきましては、鳥栖流通業務団地への進出企業の方が緑地等を整備した場合、1平米当たり2,000円の奨励金を交付するものでございまして、今回1社、20万2,000円を計上しているところでございます。

予算書の30ページにお戻りください。

下から4行目でございます。イルミネーション事業補助金100万円につきましては、中央公園で実施されるハートライトフェスタの開催に要する経費の一部を鳥栖商工会議所青年部へ補助するものでございます。

次の商工会議所補助金260万円は、市内商工業者の育成と近代化促進を図るために鳥栖商工会議所へ補助するもので、次の中小企業相談所補助金390万円につきましては、市内中小企業者の金融、経営、経理等の経営改善、事業を行う中小企業相談所へ補助するものでございます。

31ページをお願いいたします。

節21貸付金につきましては、佐賀東信用組合と市小口融資預託金、並びに商工中金への預託金として総額3億3,800万円を計上しているものでございます。

次に、節22補償、補填及び賠償金につきましては、市小口融資保証料として685万3,000円を計上しているものでございます。

次に、節28繰出金1,603万9,000円につきましては、産業団地造成特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、目3観光費、節7賃金182万円につきましては、夏休み期間中の四阿屋遊泳場、並びに沼川河川プールの開設中の監視員の賃金でございます。

次に、節13委託料、観光地等管理委託料360万4,000円は、四阿屋遊泳場や御手洗の滝キャンプ場、九千部山頂など、市内観光地の管理に係る委託料でございます。

32ページをお願いいたします。

節15工事請負費の観光地整備工事費49万7,000円は、毎年、四阿屋のほうをしゅんせつさせていただいております土砂のしゅんせつ工事に係る経費でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金の2,510万2,000円の主なものといたしましては、説明欄5行目の鳥栖駅観光案内事業補助金585万円。それから、新鳥栖駅観光案内所の運営経費でございます。

次に、コンベンション等開催補助金210万円。

ちょっと真ん中あたりになりますますが、210万円につきましては、本市の交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ることを目的として、市内でスポーツ大会、文化大会等を開催し、宿泊を伴う場合に補助するものでございます。

次の観光イベント等補助金625万円につきましては、主要事項説明書の13ページ、次のページをお開きいただきたいと思っております。

目的といたしましては、祭りイベント推進事業及び観光ボランティアなどの育成を図って、まちづくりを推進してまいりたいということでございます。

事業内容といたしましては、ここに書いておりますとおり、鳥栖山笠、まつり鳥栖、とす長崎街道まつり、それに伴う写真コンテスト、とす弥生まつり、大山祇神社ライトアップということでそれぞれ観光コンベンション協会に補助するものでございます。

それでは、資料の32ページにお戻りください。

下から2つ目の観光コンベンション事業補助金954万7,000円につきましては、市内への観光誘客を図るための観光情報の収集、発信。それから観光イベント等の推進及び観光コンベンション等の誘致など、観光振興の一躍を担う鳥栖観光コンベンション協会の運営費として補助するものでございます。

以上、簡単ではございますけれども御説明といたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

久保山博幸委員

30ページの環境保全等奨励金、これについてのお尋ねなんですけど、1社予定ってことなんですけど、どこの企業さんでしょうか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

お答えいたします。

環境保全等奨励金につきましては、丸協運輸さんの部分になります。

以上です。

久保山博幸委員

流通団地も随分、営業っていうか、開設して年数がたってきて、やっぱり環境、特にあそこが子供たちの通学路にもなっているんで、日ごろから少しやっぱり企業さんによっては物すごく緑化に対して取り組んであるところも、具体的に言うと、エフコープさんとかは、ここまでされるかというぐらいきちっと環境整備をされております。

されてないところは、やっぱりほったらかしみたいな感じで、やっぱり草が伸び放題。

防犯とかいう観点からも最低限の環境整備、1社だけということではなくて、やっぱり全体的に取り組んでいただければっていうのが、希望するところですけど、何かそういうふうな働きかけっていうのは環境保全っていう感じで、どのように考えられているのかなっていうところをお尋ねいたします。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

流通業務団地につきましては、企業さんたちでGLPの企業会というのをつくっていただいております、こちらで現在、トラック待機場の清掃活動とかを行っております、それに企業さんたちに参加いただきまして、一緒に美化活動を行っているところであります。

以上です。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

毎年4月から5月ぐらいに年に一度、そういう会を催しておりますので、今議員さんのおっしゃった部分についてはその場で御報告なりをさせていただきたいと思っております。

以上です。

久保山博幸委員

確かにトラック待機場なんかも以前に比べて随分、基本的に散らかしにくいように整備をされた効果も上がっていると思うんですけども、そのあたりは言われるように、協議会なりで取り組まれているのかなと思いますので、よりそういう環境整備について、取り組んでいかれるような働きかけをやっていただければというふうに御意見申し上げます。

小石弘和委員

ちょっとお伺いしますが、31ページの歳出の中で商工業振興費貸付金3億3,800万円。

これはもう毎年この3者に対しての固定ですかね、この金額というのは、毎年違ってくるんですかというふうなことをお尋ねしたいと思います。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

毎年預託の金額は同じでございまして、佐賀東信用組合、それから市小口融資預託金の3

億円につきましては、市内の佐賀銀行から信用組合、共栄銀行とか、市内の7銀行のほうにそれぞれ預託をしているものでございます。

以上です。

小石弘和委員

これ何年から続いているんですか、ずっと続くわけですか。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

小口融資自体は昭和43年から行っておりまして、市内の企業さんなりの運転資金とかに使用されておりますので、今後も続けていくべきというふうに考えています。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

内川隆則委員

以前もちょっと意見を出したんですが、32ページの新鳥栖駅観光案内事業補助金585万円。それと、観光イベント推進補助金625万円。あんまり変わらぬ数字ですよ。

それで、新鳥栖駅観光案内事業補助金というのは、これだけお金を出して、意味があるのかというふうな思いがしているんですよ。

だから、観光イベント推進補助金と一緒にして、お互い協力し合って、お互いの取り組みを合同でやれるようなことができないものかというふうなことで、新鳥栖駅に行っても、この人たちは何ばしよっちゃろかっちゃうふうな思いがいつも私はするわけですよ。

だから、観光イベント推進のところでは、手が足りないように忙しいだろうから、手伝ってもらえるようなことだって、できはしないかと、相互協力ができないかというふうな思いがいたしております、いつかも意見を出しましたけど、いかがでしょうか。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

新鳥栖駅の観光案内所は今2人体制で回しています。今は朝9時から18時まで。

そこで、お土産品を売ったり、地域の紹介をしたりとかいうことをお願いしていて、おっしゃっている観光イベント等の推進補助金は各団体のほうにこの協会を通じて、補助しているので、観光協会の中でも今、行ったり来たりというか、事務所と観光案内所のところの相互協力ということで、今、コンコースの中には、例えばサッカーとかバレーとか緒方監督を紹介するブースとか、そういったものを少しずつでもPRできるように改善を図っているところでございます。

お答えにならないかもしれませんが、当然、観光協会と今の観光案内所については、同じ方向で取り組んでいくので、少しずつでも改善していきたいというふうには考えていま

す。

以上です。

内川隆則委員

苦しい答弁をしよるごたっばってん、新鳥栖駅はJRが、たまたま、あそこのスペースを貸すので使ってくださいと、しかし、制限はしますよというふうなことをやっているものだから、ああいう程度のものしかできないというふうなことになっていると思うわけよね。

だから、それならばそれなりに、あそこは人がおらんでもよかつちやなかかと私は思うわけよ。

スペースだけ借りて、見せるだけ見せて、売るとは売られないとやけんが。

だから、そういうふうにしたら、その人件費分がイベントの協力体制に上乘せされるんじゃないかというふうな思いで言っているんですけど、いや、そうしましょう、いや、でけんですよとか、今答えることはできんじゃろうけん、その辺考える余地を与えながら、どうかできないものかという思いであります。

答えがあるならば……ないならば、黙っておって、私が言うとおりにしてください。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

現在、制限というか、JRさんとの協議の中で、展示即売という形で、土産品の一部を売らせていただいております。

そのために人を配置しておりますので、おっしゃられるように、もう物を売らないという選択肢が今のところは我々にはありません。

内川隆則委員

いや、せっかく質問しよるとやけん、その改善に向けて何とかかんとか、努力をしてみてください。よろしく。

江副康成委員長

ちょっとすいません、私のほうから関連で質問させてもらいます。

今、新鳥栖駅が結局盛り上がっていないというところが一番の原因かなと思うんですけども、その中の観光イベント推進補助金の部分ですけど、今JR九州の新鳥栖駅及び地元のほうで偶数月の第3日曜日にフェスティバルってやつも定期的にずっとやっているんですよ。地元でとれた物を売るとか、だからこれ推進補助金ですから、そういったところの兼ね合いから盛り上げるために、そういったところも考えていただければなどちょっと思ったんですけども、まずそのあたりは認知されていますか。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

観光コンベンション協会と新鳥栖駅と地元も含めて、協力のもとにされていると聞いてお

りますし、今度は8周年事業もされるというふうにも聞いております。

江副康成委員長

ほかに。

小石弘和委員

32ページですけど、同じ質問ですけど、このコンベンション等開催補助金210万円。

それから観光コンベンション事業補助金954万7,000円。

これ大体、何しているんですか。その明細はありますか。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

まず、コンベンション等開催補助金につきましては、市内でスポーツ大会とか文化大会とかを開くときに、一定の宿泊をされた団体に対して、開催されたところに対して、補助金を出すものであります。

それと観光コンベンション事業補助金につきましては、観光コンベンション協会に対する運営費を補助するものでございます。

小石弘和委員

これ人件費やなかですか、このコンベンション事業補助金というのは、これでしか食いよらんとじゃなかですか、1,000万円ぐらい。

人件費やなかですかと私は言いよつとですたい。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

人件費も含まれます。

小石弘和委員

こんな無駄な金を使っていて、お金がないないっていう、要するに言いよつとやけん。

市民の森も予算はつかん、こういうところに954万円とか、わけのわからんコンベンション補助金210万円。

これ、毎年これだけ1,000万円ぐらい出ていっているわけですよ。そして観光イベント推進補助金625万円も。500万円から625万円になっているんですよ。

これは市民生活圧迫しますよ、何もならん。

私はおかしいじゃないか、やめてしまえばいいんじゃないかなと思います。

お答えください。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

当然、まずコンベンション等の開催補助金につきましては、市内で一定の宿泊なり、飲食、これを伴うものにつきまして一定規模の大会等に対する補助でございますので、これにつきましては、経済の活性化という面でも、経済活性化を見込めるものというふう考えている

ところでございます。

それから、観光イベント推進補助金、それから観光コンベンション事業補助金につきましては、それぞれのまつりを開催していくための、春の弥生まつり、鳥栖山笠、まつり鳥栖、長崎街道まつりなどを開催していく補助金、それから開催、運営をしていく観光コンベンション事業に対する補助金というふうに考えておりますので、そういう、市民の皆様楽しめる場っていうものを提供できているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

再度お伺いしますよ。

じゃあこの補助金の210万円と、例えばコンベンション事業補助金954万7,000円。平成29年度分とか、どういうふうな事業をしたというような決算報告ぐらい、いただいているわけですかね。

どういうふうな内容に使ってどういうふうなことやっているというようなことは、決算報告なりで、あなたたちは把握してあるんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

把握しておりますので、現在、最新のものにつきましては、平成29年度でございますので、決算報告等、また資料で提出したいというふうに思っておりますし、イベント等補助金につきましては、過去の開催状況のものをお示したいというふうに考えております。

小石弘和委員

平成29年度分で結構ですから、どういうふうな内容であるかというようなことは資料で提出をいただきたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。



江副康成委員長

続きまして、議案乙第12号 平成31年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明求めます。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

議案乙第12号 平成31年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算について御説明いたします。

資料は33ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

款1 県支出金、項1 県負担金、目1 事業費県負担金、節1 事業費県負担金711万7,000円は、新産業集積エリア整備事業に伴う県負担金でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 一般会計繰入金の1,603万9,000円は一般会計からの繰入金でございます。

34ページをお願いいたします。

款6 市債、項1 市債、目1 市債、目1 工業用地等造成事業債、節1 工業用地等造成事業債1,950万円は、新産業集積エリア事業に伴う市債でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

35ページをお願いいたします。

款1 事業費、項1 事業費、目1 新産業集積エリア整備事業費、節13 委託料の1,900万円は、エリアの用地管理等の委託料でございます。

その内容といたしましては、雑草等によって害虫の発生等や、不審火等の火災がないよう環境を保全するために草刈り等を行うものでございます。

次に、節22 補償、補填及び賠償金の37万7,000円は生産組合補償費でございます。

この内容につきましては、現在、用地の一部、まだ用地交渉等が難航しており、市における農地転用の不適切な手続も行っているところでございます。

ただ、登記簿上は鳥栖市所有となっておりますが、農地法上の所有は前の所有者のままというふうに、完全に移転してないというような弁護士さんの見解でもございました。

そのため、地元の規約上、全地権者に対して農地賦課金を付加するということになっておりますので、鳥栖市において負担せざるを得ないものとして補償するものでございます。

36ページをお願いいたします。

款2 公債費、項1 公債費、目1 元金、節23 償還金、利子及び割引料1,534万7,000円は、鳥栖西部第二工業用地造成事業及び新産業集積エリア整備事業に伴う地方債の元金でございます。

目2利子、節23償還金、利子及び割引料674万2,000円につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴う地方債の利子償還金でございます。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

33ページ、事業費の県負担金711万7,000円。

これは平成28年度から毎年この金額が続いているのか、まずそれをお聞きしたい。

江副康成委員長

33ページ、歳入。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

県事業の負担金につきましては、大きな額につきましては、平成28年度から始まったんですけれども、それ以前の平成24年度あたりから事務費等発生しておりますので、そのときの起債が対象外の部分につきましては、県から負担金としていただいております。

以上です。(発言する者あり)

ですから、毎年額が変わってまいります。

小石弘和委員

毎年どういうふうに変ってくるわけですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

基本、エリアの事業につきましては、起債事業になりますので、起債ってというのが10万円未満につきましては、対象になりません。

10万円以上になりますので、10万円に満たない部分につきましては、県費と市の繰入金というところが財源になってきますので、そこのあたりで一定額ではなく、年度によってばらつきがあるというふうなことになります。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

さっき申しましたように、起債の対象外を県と市でそれぞれ、2分の1ずつ負担するというような取り決めのもと、それぞれの年度の事業費に応じて、例えば起債を、工事費を落としていますけれども、工事費があったときにはそういう起債で見れる分は起債で見ますし、それを起債で見られない部分について、県と市でそれぞれ負担をするというふうな取り組みでございます。

池田利幸委員

その711万7,000円。今回、県から歳入として入るじゃないですか。今回当初では、その工

事に関しては、その部分の予算を落としてあるじゃないですか。今回の県からの歳入の部分はどう使う予定なんですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

私の先ほどの説明が不足して申しわけございません。

起債で対象外の部分っていうのが貸付金の利息の部分につきましても、県から半分いただくというような形になっております。

池田利幸委員

そうしたら、711万7,000円は全部起債の返済利息の返済に充てるっていうことになるんですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

先ほど言いました起債の対象にならない部分、今年度の事業費のうちの起債にならない部分、少しの部分ですけど、その分含まれますし、ほぼ大方がその起債の利息の返還になります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

もう一点ちょっとお伺いします。

34ページの款6市債、項1市債の節1工業用地造成事業債1,950万円。

これ新産業集積エリア整備事業、要は35ページ歳出のほうの節13委託料1,900万円、用地管理委託料とその下の節22補償、補填及び賠償金37万7,000円。

これ要は、今経費、予算として落としても管理の部分だけがお金が残っていく、仮に今までは工事の中にあっただんで、そんな目立たなかったのかもしれないですけど、来年度、平成32年度とかになっても工事が進まないとしても、この額がずっと管理費だけ、要は草刈るためだけにこういう予算がついていくっていうことなんですよ。

それと一緒にその補償のお金っていうのは……。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりでございます。

委託料の1,900万円は、あくまで先ほども向井補佐が説明しましたように、草刈りの部分ということでございますけれども、年度によって草刈りの面積等は変わってくると思っておりますので、この1,900万円がマックスなのか、一番下なのかっていうところはちょっとまだわからないというような状況でございますけれども、趣旨といたしましては、この委託料及び補償、補填及び賠償金、造成が始まらないならば、また必要になってくるものというふうに考えております。

池田利幸委員

そうですね、ありがとうございます。

となるとやっぱり、午前中に小石委員も言われていたんですけど、何もずっと進むめどがないっていう中で、管理料だけがどんどんどんどん乗っかっていくっていうなら、その部分を考えていかんといかんっていうことは——本当にかかってくるでしょうから。

これって本当に言っているのかだめなのか、無駄金っていうか、事業がなければもう本当に捨て金になってしまうんですね。この辺もちょっと考えていただきたいと思います。

久保山博幸委員

用地管理委託料の件なんですけど、大体、年何回の草刈りを予定されているんでしょうか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

用地を購入したのが平成28年4月からでございます、今、平成31年になっておりますが、その間、10メートルほど路肩の部分は切っておりますけれども、内部等も含めて、草刈りというのは一度もしておりません。

そこで草伸び放題っていうようなところもありまして周辺の集落からも、環境面、それこそ痴漢が隠れるとか、火がついたら大丈夫かとか、あと健康上の花粉症とかですね。そういうものも飛んでくるっていうようなことも、我々受けておりましたので、現在、地元のほうに発注しまして約3分の1程度は周辺ですね、集落に近いところから3分の1程度は今草を切っております。

残っているのは2分の1から3分の2ぐらいの間と思っておりますけれども、その部分を、じゃあ来年、どのような形で切っていくのかっていうのがございますけれども、そういうところで一応予算組みをさせていただいているというような状況でございます。

小石弘和委員

これ草刈り用地って延べ27ヘクタールで一応理解していいですか。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

およそ27ヘクタールでございます。

江副康成委員長

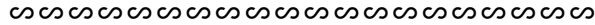
ほかにもございますか。

[発言する者なし]

以上で、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、建設課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩



午後 1 時58分開議

江副康成委員長

再開します。



建設課関係議案審査

議案乙第 1 号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

江副康成委員長

これより建設課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第 1 号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

それでは、委員会資料に基づきまして、建設課 3 月補正の分の歳入、歳出の主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

目 4 土木使用料、節 3 住宅使用料につきましては、萱方アパートを解体するに当たりまして、住みかえ先といたしまして、浅井アパートと萱方町住宅の入室を制限して空き室を確保したための調定減となっております。

その下の目 4 土木費国庫補助金、節 1 道路橋梁費国庫補助金につきましては、2 次補正の内示があったために維持管理課分、防災対策の分を増額いたしております。

次に、30ページをお願いいたします。

目 4 土木費国庫補助金、節 3 住宅費国庫補助金に関しましても、国費の追加内示に伴いまして浅井アパートの工事を増額いたしております。

それから、31から34ページに関しましては、決算見込みによる補正となっております。

それでは、35ページをお願いいたします。

歳出の主なものですけれども、目1 土木総務費に関しましては決算見込みによる補正となっております。

それから37ページをお願いいたします。

目6 道路整備交付金事業費、節17 公有財産購入費、それから節22 補償、補填賠償金につきましては、決算見込みによりまして道路用地購入費の分を移転補償費のほうに組みかえたことによる補正となっております。

それから、38ページをお願いいたします。

目7 道路新設改良費、節22 補償、補填及び賠償金につきましては、電柱の移設費用ですけれども、当初、民地に移設することで予算を組んでおりましたが、これが民地に移設できないということで、100%から50%になったことによる減額となっております。

それから、39ページをお願いいたします。

目3 街路事業費、節8 補償費につきましては、都市計画道路見直し検討懇話会の謝金を、6回目を2月28日にすることにしておりますけれども、駅の橋上化の見直し等がありましたことによりまして、見直しをするために繰り越しをいたしております。

40ページ、目1 住宅管理費につきましては、決算見込みによる補正となっております。

それから、42ページをお願いいたします。

目2 住宅改善費、節15 工事請負費につきましては、浅井アパートのガス管、給湯管の変更増によるものとなっております。

節19 負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅耐震診断の補助金が減ったことによる減額、それから耐震改修補助金の件数が減ったことによる減額補正となっております。

44ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますけれども、田代大官町・萱方線につきましては、地権者との用地交渉に不測の日数を要したことから用地補償費を繰り越しております。

轟木・衛生処理場線についても同様に用地交渉に日数がかかりましたことから、用地補償費を繰り越しております。

飯田・酒井東線につきましては、設計をするに当たりまして関係機関が複数あることから調整のために委託料を繰り越しております。

45ページをお願いいたします。

東前2号線道路工事につきましては、相続の方が遠方におられまして、交渉に日数がかかったため、工事費を繰り越しております。

原口・基里小線につきましては、支障物件であります電柱の移設に時間がかかったため工事費を繰り越しております。

都市計画道路見直し事業につきましては、都市計画道路の交通処理について懇話会の中で追加検証をするような期間がありまして、そのために委託料を繰り越しております。

46ページをお願いいたします。

住宅費につきましても、追加内示がございましたので、工事費を繰り越しております。

空き家対策事業につきましては、対象者が2件ございますけれども、補助対象建築物の解体、それから再建築するに当たりまして日数を要しておりますため、繰り越しております。

以上、建設課分の説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

まず1点、42ページ。

負担金、補助及び交付金の木造住宅耐震診断補助金ですね。それから耐震改修補助金。これ減額になっておりますけど、予想外の――結局申し込みがなかったということじゃないかと。全部で何件、申し込みがあつて、処理されたかなというふうなことをお尋ねいたします。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

まず、木造住宅耐震診断補助金につきましては、当初予算で30件みておりましたけれども、これが決算見込みで14件。

それから、耐震改修補助金につきましては、補正も合わせまして5件みておりましたけれども、これが3件ということでございます。

小石弘和委員

それから、44ページの繰越明許費。

田代大官町・萱方線の道路改良事業、地権者との用地交渉において補償内容の合意に不測の日数を要したことから、用地費の補償費を繰り越すもの。

これ、まだ現在交渉中なんですか。

それから、これ恐らく5カ年というふうなことでございますけど、相当おこなっているような気がするんですけど、私は平成32年度末までに1.1キロの道路が完成するというふうにお聞きしてはおりますけど、その予定の日数でよろしいものかというふうなことをお聞きいたします。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

実際、用地交渉については、現在、継続中でございます。

それから田代大官町・萱方線の事業年度につきましては、当初、平成27年から始まって平成32年ということで、事業計画を立てておりましたけれども、御存じのように国費が、内示が全部つかないということで、今事業の末がおこなっております。

現段階では、平成34年度末ぐらいを見込んでおるところでございます。

小石弘和委員

それなら2年おくれというふうな形になるわけでございますして、国費がこないというふうなことはおこなっているわけですから、金額的なあれが、結局、明確に出ていないものか。

それからこの用地は、ここだけの話で、大体どこですか。日数を要しているっていうようなところは。

言えなければ、言えないで結構でございますけど。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

物件の権利者とかと日数を要している点でございますけれども、実際交渉中でございますけれども、契約等が調ったものもございまして、本年度中に、協議が調っていないものにつきましては、物件でいいますと、家屋が1件。家屋、建物が1件ですね、それから、看板が1件。それから、先ほど建物と申し上げたのは、店舗の建物が1つでございますして、居宅が1件、それから、あとそれに伴う物件等の補償が今交渉中という内訳でございます。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

工事がおこなっている件ですけれども、国費についてはつかなかった部分も、多く要求すれば、多くくるかなということではなくて、県のほうがもう前年度並みにというか、要求をさせないというか、そういう状況になっていまして、去年こなかった分を今年度倍にして要求するということができないという状況で、国費がおこなっているという状況でございます。

小石弘和委員

県の補助金が少ないんですか。

それとも、国の補助金が少ないんですか。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

この道路事業につきましては、国費と市の起債によって事業を行っており、単独費もありますけど——行っておりまして、我々が国費を要求する場合に、県が窓口になっておりますので、県が取りまとめをしているということで、県からそういうことを言われているということでございます。

小石弘和委員

そういうふうな状況であるなら、これ平成34年度末までの完成というのは、私は非常に無理が生じてくるんじゃないかなと思っているわけ。

まだまだ今の工事してあるところから、北側の、これは相当な物件がありますよ。

それが要するにあと2年で、3年で解決するような状況の物件じゃないと私は思うんですよ。

それならもう鳥栖駅周辺整備の40億円が浮いていますから、これに突っ込んだらどうか部長さん。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

まず、佐藤次長が申しあげましたように、ちょっと国費のつき方が悪いというようなこともございまして、昨年度から重点事業という位置づけに変えて、つき方をよくするというような取り組みは今いたしているところでございます。

おっしゃっていますように道路事業、なるべく早く完成をさせたいというふうに思っておりますので、その部分については鋭意努力をしていきたいというふうに考えております。

小石弘和委員

本当に問題は、国費なんですよ。

国費が要するに前年度並みにどんどんくれば、工事は進んでいくんですよ。

建設課のほうから、市長部局に対して、国費をとれるように頑張ってくださいって、そうせんとあなたたちの力で国費は来ないんです。

やっぱり首長の力ですよ、それしか方法はございません。

そうせんと、今次長さんがおっしゃったように、平成34年度に完工は非常に難しいと私は思うんですね。

私は地元から聞かれます。平成32年度できるのって。今もう2年延びるような状況。

もううそはつかれないんですよ。うそつき、詐欺師って今度私、言われるようになりますから、部長さん、次長さん、ひとつよろしくお願いを申し上げておきます。

池田利幸委員

すいません、一緒の場所のところなんですけど、説明資料のところ、支障物件である電気通信施設の移転先の調整にも不測の日数を要しているっていう部分、電柱だと多分思うんですけど、これ結構、もともと住宅が下がってつくっている部分、電柱が飛び出しているような感じになっているところがあるんですよ。

そこで本当に車がぶつかってという話で、何件も聞いている部分があるんですけど、これ電柱とかの調整はもう進んでいるんですか。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

今の田代大官町の件で言えば、もともと工事の拡幅に今おっしゃるように拡幅する際に電柱が支障になってきます。

その分で電柱の管理者、九電や、NTT西日本がございすけれども、そちらのほうに移設依頼をかけまして、その移設の依頼のもとに電柱を移設した後に今工事を行っているところでございます。

今回の繰り越しのときにおくれた理由としては、電柱管理者のほうから移設先のほうですね、民地のほうなりに用地交渉をしていただいて電柱を立てるわけですけれども、その際に民地との交渉の中で、やっぱり不測の日数を要したということで、移設に時間を要して工事の着工がちょっとおくれたことにより、繰り越しをお願いしているものでございます。

池田利幸委員

早急に移設していただくように、また再度お願いしたいなと思います。

現実そこで交通事故とかが、電柱にぶつかっているということが起きていますので、その辺はよろしく願いいたします。

江副康成委員長

ほかに。

久保山博幸委員

今のところのその下の高速道路利便増進事業。

ここの説明文がちょっといまいち理解できなかったんで、少し詳しく説明していただけますでしょうか。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

45ページの繰り越しの理由でよろしゅうございますか。

今回、高速道路利便増進事業の中で、私ども鳥栖朝倉線、今の鳥栖朝倉線の飯田町交差点、デイリーストアがあるところから、南側に水屋のほうに向かっていきます飯田・水屋線、ほかに2路線ございますけれども、代表として飯田・水屋線と言っております。

その飯田・水屋線の道路拡幅の予備設計のほうを今回、道路計画ということで検討させていただいております。

これにつきましては、高速道路利便増進事業ということで、味坂スマートインターの新規事業化に伴いまして佐賀県のほうに要望しておりました東西のアクセス道路の設計とあわせて、今回この予備設計のほうを進めてまいりました。

今回アクセス道路と交差する国道3号のほうから小郡市の県道久留米小郡線に向かって、県境をまたいで計画を今、福岡県、佐賀県で行っておりますので、アクセス道路と交差する、新設でできる道路と交差する交差点の設計の箇所、佐賀県側のほうと福岡県側と設計のほうを行っているんですけれども、その中で設計条件、いわゆる設計速度。専門用語で言いますと設計の速度ですね、車両が走る設計速度等を見直すというようなお話がありまして、それに伴って縦断勾配等が変わるということで、交差点の高さが変わりますというような形の話がありました。

そのため、ちょっと当初の設計の中で進めておりました交差点の高さ等が変わるというこ

とで、少し出戻りが出ましたので、年度内の業務の完了ができなかったということで、今回、繰り越しをお願いしているものでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかにごございますか。

[発言する者なし]

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

委員会資料の37ページをお願いいたします。

それでは、建設課分、歳入、歳出の主なものについて御説明いたします。

目4 土木使用料、節3 住宅使用料につきましては、前年度の実績を計上いたしております。

目4 土木費国庫補助金、節1 道路橋梁費国庫補助金につきましては、各道路事業橋梁長寿命化についての社会資本整備交付金を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。

目4 土木費国庫補助金、節2 住宅費国庫補助金につきましては、木造住宅耐震診断、木造住宅耐震改修、それから空き家対策につきましては社会資本整備総合交付金を計上いたしております。

39ページは、県補助金による歳入となっております。

それから、40、41ページ、目1 受託事業収入、節4 土木費受託収入につきましては、おののおの、排水機場の受託、国管理、県管理がありますのでその分の受託料となっております。

それから、44ページをお願いいたします。

目1 土木総務費につきましては、建設課18名のうちの人件費を計上いたしております。

それから、節13 委託料につきましては、轟木排水機場ほか、市内12カ所分の委託料を計上いたしております。

それから、46ページをお願いいたします。

目6道路整備交付金事業費、節13委託料につきましては、測量設計の委託料、それから節17公有地財産購入費につきましても、道路用地購入費、それから節22補償、補填、賠償金につきましても、道路事業の移転補償費を計上しております。

それでは、主要事項説明書の15ページをお願いいたします。

主要事業といたしまして田代大官町・萱方線道路改良事業として平成27年から事業を行っておりますが、下の凡例にありますようにグレーで着色しているところが平成30年度までに実施したところ、斜線で着色しておりますところが繰り越しを予定しております用地物件となっております。

来年度、平成31年度につきましては、西側の黒で着色しておりますユートクの一部、それから文具でぶんぶんの一部、それからダスキンの等の用地取得、物件補償を予定いたしております。

委員会資料に戻っていただきまして、49ページをお願いいたします。

目1住宅管理費、節13委託料につきましては、施設管理費の委託料となっております。

節15工事請負費につきましては、住宅補修等の工事費、元町アパートの水道メーター切りかえ工事等を計上いたしております。

それから、50ページをお願いいたします。

目2住宅改善費、節15工事請負費に関しましては、浅井アパートの集会場屋根の改修工事費をお願いいたしております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震診断、木造住宅の耐震改修や空き家対策に対する補助金を計上いたしております。

以上、建設課分の説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんか。

池田利幸委員

主要事項説明書の15ページ、この平成31年度、当初予定のところですね。

これは17号線を越えて牛原のほうまで向かっていく予定のところ、今回入るっていうことですが、これはここでもうやりながら、おくらしているっていうか、繰越明許している部分はこの斜線の部分だけはこっちでやっていくっていうことですよ。

これ、すいません、私、もともと勘違いしていたんですけど、牛原方面ってどこまで最終的に予定されているものなんですか。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

もともと、道路改良区間としては池ノ内交差点から池田下ため池の前の交差点までの部分を計画区間といたしております。

今回道路の拡幅の計画が今の現道よりも、どちらかというとな側のほうに約7メートル程度拡幅を行います。

交差点部分はあと付加車線、右折レーンの分膨らみますので、17メートルの幅員になります。

それが交差点の取りつけとして、対面のユートク側のほうの交差点も取りつけなくちゃいけないので、現道に可能な限りすりつける区間として、今、図面でお示ししていますようにユートク側のほうで虹が丘の入り口付近までをすりつけ区間として今回計画の区間として入れさせていただいております。

それと同じように、終点側の池田下ため池側も同様に、今の現況の大木川の橋梁のところまでをすりつけ区間として今、計画の中に見込んでおります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

すいません、私がさっき質問した電柱の件、申しわけありません。これ、今回の場所ではなかったです。

もともと、もっと池田のため池側のところでセットバックして家を建てているところの電柱の件だったので、すいません、それは申しわけないです。

小石弘和委員

今ちょっとお話聞いたんですけど、池田下のため池のところの橋まで、どういうふうな道路傾斜になるんですか。

あそこがちょうど、交差点にとまれば、坂になっているわけです、上り坂に。

ですから、長い隊列が、5台も6台も続くと、結局、発進のときに非常に無理があるんじゃないかなというふうな感じがあるから、交差点からどのぐらいの傾斜で端まで行くとかなあと思って。少し道路のすりつけはされるわけですか。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

すいません、現時点でちょっと詳細な縦断勾配とかってというのは、すいません記憶に覚えていませんけれども、基本的には交差点付近は議員御指摘のとおり傾斜で交差点に取りつくとやっぱり非常に危険な部分ということで、道路構造令という交通設計のルールにも、うたっています。

その交差点付近には、2.5%ぐらいの緩勾配区間をある一定の区間を設けて、それから規定の縦断勾配ですりつけるような設計になっているかと思います。

今回は一応、今後、それから先の計画をしていく上では、交差点付近についてはそういう縦断勾配を、きちんと見込んでしていかななくちゃいけないと思っており、現時点では今の池田下ため池前の交差点前になっておりますので、現況の道路、それから先の計画が今、まだございませんので、現時点の計画では、橋付近までを結ぶような縦断勾配で結ぶところで、現道すりつけで今考えているところでございます。

江副康成委員長

いいですか。

伊藤克也委員

すいません、49ページをお願いします。

住宅用火災報知器取替委託料の265万2,000円なんですが、今回本鳥栖、南部、萱方第2の3棟を予定されておまして、一応、耐用年数を迎えたための取りかえかなというふうなことを思っているんですけども、順次ほかも予定をされていくんでしょうか、お願いします。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

住宅用火災報知器でございますけれども、おっしゃられるとおり耐用年数を迎えたものを取りかえるものでございまして、設置した住宅に年次的に行っております。

おおむね10年を経過したものについて取りかえを行っておりますので、この後も、年数を迎える分については随時、予算を計上していくことになります。

以上でございます。

伊藤克也委員

わかりました。

ちなみに今回、何件を予定されているのかだけ教えてください。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

戸数について申し上げます。

本鳥栖アパートが72戸、萱方町第2住宅が144戸、南部団地12棟が94戸ですね。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございました。

池田利幸委員

今、浅井アパートで11棟から順番に、風呂の取りつけとかもされていますよね。

その予算はここには載ってきているんですかね。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

浅井アパートも、議員おっしゃられているとおり11棟から順に、ガス管の改修とあわせて

浴槽の取り付けを行っております。

11棟、それから、その後の棟の分については、国の内示を受けまして、6月補正で計上を予定しております。

池田利幸委員

今11棟やられているやつとかは、その前にもう予算が出ていたってところなんですか。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

今回、骨格予算ということもあって、今年度に限っては内示後に補正をさせていただくこととしておりますけれども、市長選でない年度につきましては、当初からあらかじめ予算を計上させていただいております。

今回3月補正、先ほど御説明した中に追加内示があったものについては追加をさせていただいて行うこととしております。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

内川隆則委員

本当に気になるばってん私、年寄りと話するときには、一声大きく話さんと耳が遠い人たちばかりであるけん、そういう気づき方はしよるとばってん。

公式のこういう場でしゃべるときには、やっぱりマスクははめておかないかんとかな。

声が一段低くなると思うし、きちんとした声が伝わらんとするけんが。ほんに私はもう気になってしょうのなかとばってんですね。そういうふうなことは思っております。

本題に入りますけど、小石議員から先ほどからずっと萱方線の話があっているんですけども、本当こぎゃなことしよって、何年先かいと、何十年先かいと思ってしまうがなかない。

市長は、今度の選挙のとき、パンフレットに3号線の話はかなり載せちゃったばってん、あれは誰がしたかいて。みんなしてやったろうが。

当初3億円しかついたらんとば、9億円、10億円ついたのは誰のおかげかというふうなことは、市長自身も知つとるはずと思うばってん。なのにああいう書き方されたばってん。

だから、今度の萱方線でも、そういうやり方をしないと、あなたたちが、執行部の誰かが立ち回ったとしても、らちが明かんとするわけよ。

だから、それに向けてどうするかというと、3号線の教訓を生かしてやったらどうかというふうなことも、提案しながらやっていかんと、こぎゃんことしよったっちゃ、何をしているんだらうかとか、誰でも思わんよ。

だから、小石議員は矢面に立たされちゃおるかもしれんばってん、俺だって業者からも聞

かれるし、現地の人たちからも聞かれる。

そういうふうなことを考えんとね、ただその日暮らしでその日が終わって行ってよかかいというふうなことでね、それが宮仕えなのかというふうなことも思うばってん。

だから、そういうやつっていうのは、これから先どうするかちゅうことを、我々にもしっかり提案をするなどして進めていかんと、見ていらいらしてならんのでありますので、ちょっと加えました。部長何かありますか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

御指摘はごもっともだと思います。

現在の建設経済常任委員会の委員の皆様につきましては、一昨年12月からだと思います。

私が一昨年の4月から、産業経済部長を拝命しておりますけれども、1発目の6月補正で減額補正をせざるを得ない、それこそ国の内示のつき方が悪くて減額補正というようなことになりました。

昨年、先ほどちょっとお話をしましたけれども、重点事業という位置づけに田代大官町・萱方線を変えました結果、追加内示っていうような形も生まれてきております。

そういうような形で、今後も国費の確保に向けて、我々も検討してまいりたいというふうな考えておりますので、委員の皆様方の御協力もぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

小石弘和委員

そりゃあ部長が気張ったっちゃでけんこつ。

これはやっぱ首長さんが名刺1枚置いていくことじゃでけん。やっぱり代議士さんを動かして国費をとってこんど。

もうこれは要するに何十年たったっちゃ、萱方線の1,100メートルはできんよ。

もう2年おくれる、おそらく五、六年おくれるよ。

私はほんなこて今、内川委員さんが言われるように、矢面に立っているよ。平成32年に終わりますっていうふうなことば説明してきとつとやけん。

今度は2年おくれますと言うたら、本当におまえはうそつきじゃなかかかって。言ったことに対しては責任持てと、詐欺師って言われるとですばい。

ですから、もう少し今言うように、大型事業が着々進行中なら萱方線も着々進行中で書いてもらわな。もう部長さんをお願いしたっちゃでけんけん、もう首長さんをお願いせんね。もうばりばりやらっしゃるよ。

そうせんと3号線も、結局はもうおいどんが死んでからでき上がるとやなかかい。

そのぐらいのやっぱり意気込みでやらんと、もうでけん。

もう少しハッパをかけて、尻に火をつけて、ばーとやらんね、委員会でこが言われまして。たって。

というようなことをお願いして終わります。

江副康成委員長

ほかに。

いいですか。

〔発言する者なし〕

以上で、建設課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、維持管理課……（「一言だけ報告を」と呼ぶ者あり）

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

味坂関係について、経過の報告をいたします。

昨年11月1日に地権者さんの測定の説明会をいたしまして、測量には入っております。

概略の図面ができましたので、あす夜、基里のまちづくり推進センターで地権者、耕作者の説明会を予定しております。

以上です。

江副康成委員長

以上で、建設課関係議案に対する質疑を終わります。

次に維持管理課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 40 分 休憩



午後 2 時 45 分 開議

江副康成委員長

再開します。



維持管理課関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

江副康成委員長

これより維持管理課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

では、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、維持管理課関係につきまして、歳入、歳出の主なものを御説明いたします。

資料は建設経済常任委員会、補正予算説明資料に基づき説明いたします。

47ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、款14使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料です。

続きまして、節2都市計画使用料につきましては、公園使用料です。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、工事費の確定に伴い関連する国の負担金を減額補正するものでございます。

なお、以降、災害関連の歳入、歳出につきましては、減額補正を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

下段の市債の分につきましても、今申し上げました災害関連の減額補正でございます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

49ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節11需用費につきましては、道路照明等電気代、鳥栖駅前トイレ等上下水道代の不足に伴う補正でございます。

50ページをお願いいたします。下段のほうです。

項2道路橋梁費、目5交通安全対策事業費、節1報酬につきましては、交通安全指導員の欠員等による減額補正でございます。

51ページをお願いいたします。

目6道路整備交付金事業費、節13委託料につきましては、国の平成30年度第2次補正予算に伴い補正するものでございます。

事業内容につきましては、主要事項説明書の3ページをお願いいたします。

これは土砂崩れやのり面崩壊等を防ぐために国の防災・減災、国土強靱化のための3か年

緊急対策に基づく補助事業を活用しまして、防災対策を事業するものでございます。

位置につきましては、転石・大谷線、転石のバス停から鳥栖碎石のほうに入っていったところの、のり面の測量及び地質調査を今回行う予定としております。

こちらにつきましては、2月に2次補正がついた関係で本事業を翌年度に繰り越すことといたしております。

次に、委員会資料に戻っていただきまして52ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、節15工事請負費につきましては、先ほど申し上げました工事費の減額に伴い減額補正を行うものでございます。

その他の項につきましては、3月の決算見込みに伴う減額が主なものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

53ページをお願いいたします。

なお、位置図につきましては、申しわけございません、ただいまからペーパーで配付いたしますのでよろしくをお願いいたします。

〔資料配付〕

それでは、繰越明許費についての説明でございます。

最初に橋梁長寿命化事業でございますが、修繕委託業務につきましては、新幹線や高速道路をまたぐ橋梁設計に当たって、関係機関との協議調整に不測の日数を要したため、委託料を繰り越すものでございます。

また、修繕工事につきましては、国の水門を兼用しているため施工の範囲区分や方法等について、国との協議調整に不測の日数を要したため、工事請負費を繰り越すものでございます。

道路整備交付金事業でございますが、こちらは先ほど申し上げたとおり、道路防災委託業務を、国の2次補正予算が2月に成立したことから、委託料を繰り越すものでございます。

公園事業でございますけれども、東公園整備につきましては、平成30年7月豪雨にて遊歩道が被災したことにより、遊歩道を利用する地元地権者等との協議に不測の日数を要したため、工事請負費を繰り越すものでございます。

土木施設災害復旧費でございますけれども、公共災害復旧工事につきましては、災害箇所を往来する車両の通行規制等や施工方法について、関係企業との協議調整に不測の日数を要したため工事請負費を繰り越すものでございます。

また、単独災害復旧工事につきましては、被災箇所がJR沿線の水路であったため、JRとの協議調整に不測の日数を要したこと、また、田代公園の災害復旧においては既設水管

が埋設されていたことで、その管理者との協議に不測の日数を要したことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが説明といたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

内川隆則委員

繰越明許費の関係ですが、農林課でも言ってきましたが、理由がここに書いてあると、あんまり道路整備交付金なんかは書いてあるけど、ほぼ第2次補正が農林課でも言ったように、安倍内閣が、自分の失政を追及されんがために、なかなか国会を開催しなくて、おくれおくれになってきたために、第2次補正の予算がつかなかったの、市に対しても、激甚災害などに対する補助がなかなかおりにこなかったということが、最大の原因じゃろうというふうに思うわけよね。

だから、今年度のやつを繰越明許にしてしまったら、もう新年度になって、6月には災害がまた起きる可能性が出てくるはずですよ。最近、毎年ですから。

だからそういうことを考えると、早く補正予算っていうのはつけてもらわないと2次災害に走ってしまう。

特に鳥栖は災害が少ないほうだけど、基山なんかもう、無茶苦茶災害がひどかったわけで、そういう2次災害に波及してしまうということも考えるならば、やはりその辺は国、県に対しても意見を述べていくようにしないと。

じっと待ってやる、というふうなことじゃいかんだろうというふうに思うので、現場のあなたたちが——直接携わる我々は、住民からそういう意見を聞く。

そういうふうなことでもって、意見があるので、ぜひその辺申し入れをしてもらわないといけんじゃろうというふうに思っております。農林課でも同じこと言いました。

よろしくお願いします。

江副康成委員長

今これペーパーを配ったけど、これに対する説明は特にはないんですかね。

いいんですか。（「休憩よかですか」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後2時55分休憩



午後 2 時 55 分開議

江副康成委員長

再開します。

池田利幸委員

53ページの道路整備交付金事業500万円。これ繰越明許費でそのまま持っていくと。

これ基本的に、この交付金で何をされる予定なんですか。何に充てられる予定なんですか。

大石泰之維持管理課長

主要事項説明書で説明差し上げましたとおり、災害発生の危険箇所について、今回はそちらの測量と地質調査を行うように考えております。

これは3カ年事業ということでございますので、最終的には平成32年度にはその施工を今回の測量調査及び設計などを含めまして、平成32年度には工事を行い、安全な道路環境の形成に努めていきたいと考えております。

以上です。

池田利幸委員

そうしたら基本的には測量調査に……ですね。

繰越明許費ってことは、平成31年度中に使わんといかんということで、その次の平成32年度の工事のための測量に使うということですね。わかりました。

小石弘和委員

明許繰越の中で、都市計画費の公園整備事業1,303万6,000円、こういうことは繰り越さなくてもすっとできるような感じばってん。

こういうのは工期内にできるはずばってん。これ、どがなふうですか。

何でも不測の日数を要してってこういうふうなことをするから、先ほどから補正がおくれたときにはどうしようもない。

こういうふうな事業ぐらい簡単に工期内にできて、明許繰越する筋合いも何もないとやないですか。

それは、やはり行政が業者とのやっぱセッティングしながら、がんがんやらせんと同じことを繰り返されるんですよ。

もし答えが出るようであれば、ちょっと一言だけお願いをしたい。

大石泰之維持管理課長

確かにおっしゃるとおりでございますので、工事の前から関係者との協議などを進める等し

て、円滑な施工を行うようにするというような準備が足りなかった部分がありました。

今おっしゃったことを肝に銘じて今後の事業発注などに当たっていきたいと考えております。

以上です。

小石弘和委員

しっかり頑張ってください、ハズキルーペばかけとるなら。

よろしく申し上げます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算中、維持管理課関係の主なものについて御説明いたします。

資料は当初予算説明資料に基づき説明いたします。

51ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料でございます。

同じく節2都市計画使用料につきましては、公園使用料でございます。

次に、款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1都市計画費県補助金につきましては、県の緑の景観づくり事業補助金でございます。

内容につきましては、平成30年度に引き続き、公園樹木の植えかえをする事業に活用することといたしております。

次のページをお願いします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、自動販売機の電気料などでございます。

53ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節11需用費の主なものでございますが、光熱水費といたしまして、道路照明灯の電気料及びトイレ施設等の上下水道使用料を計上いたしております。

続きまして、54ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2から節4につきましては、維持管理課職員計14名分の人件費を計上いたしております。

次に、一番下の節13委託料につきましては、測量調査等委託料及び道路台帳修正委託料を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

目2道路維持費の主なものでございますが、節7賃金につきましては、5月から10月までの6カ月間の草刈り作業員2名分の賃金を計上いたしております。

次に、節11需用費の修繕料につきましては、道路側溝等の修繕料でございます。

次のページをお願いいたします。

節13委託料の主なものといたしまして、市道のり面等の草刈りや、市道緑地帯街路樹などの草刈り委託料、緑地帯等管理委託料、また市道の舗装の簡易補修を行う舗装路面補修委託料などを計上いたしております。

その下の節15工事請負費につきましては、道路側溝の新設や敷設がえに係る工事費を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

目3道路舗装費、節15工事請負費につきましては、道路舗装工事市内一円及び布津原町・本鳥栖線、具体的にはフレスポの北側部分になりますけれども、こちらの舗装工事費を計上いたしております。

その下、目4橋梁維持費、節13委託料及び節15工事請負費につきましては、橋梁長寿命化事業に係る経費を計上いたしております。

これにつきましては、主要事項説明書の14ページをごらんください。

橋梁長寿命化事業につきましては、対策が必要な橋梁のうち、社会的影響度の低い橋梁を除いた橋梁につきましては、優先度を踏まえ、修繕、設計及び定期点検を行っていくものでご

ございます。

平成31年度の予定といたしましては表の上段の修繕設計が2橋、修繕工事が5橋、下段の定期点検66橋を予定いたしております。

委員会資料にお戻りいただきたいと思っております。

58ページをお願いします。

目5交通安全対策事業費、節1報酬につきましては、交通安全指導員報酬としまして64名分の経費を計上いたしております。

その下、節11需用費の主なものにつきましては、交通安全指導員の被服、啓発用グッズ、街路灯の電球等の経費を計上いたしております。

その下、節13委託料の主なものにつきましては、駅前駐輪場の整理及び指導委託料といたしまして、鳥栖駅、麓駅、弥生が丘駅前の駐輪場の整理等に要する経費を計上いたしております。

次に、節15工事請負費につきましては、市内一円のカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の工事費を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節15工事請負費につきましては、排水路整備工事及びしゅんせつ等工事費を計上いたしております。

次に項4都市計画費、目1都市計画総務費の節2から節4につきましては、公園緑地系の人件費でございます。

なお、ここで申しわけございません、資料で維持管理課18名のうち4名分としておりますけれども、申しわけございません、これは3名分でございます。おわびして訂正をお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

目2公園管理費の主なものといたしまして、節13委託料は、市内の公園の管理委託料費を計上しております。

次の61ページをお願いいたします。

節15工事請負費の主なものにつきましては、県の緑の景観づくり事業補助金を活用しました朝日山公園のスポット緑化整備工事及び山都町住宅児童遊園法面改良工事費を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

目4緑化推進費の主なものといたしまして、節8報酬費は、花の日の講師謝金等の経費でございます。

2つ下、節13委託料につきましては、花苗の移植等に係る委託料の経費を計上いたしております。

本通商店街ほか5カ所に草花の植栽等を行っております。

最後に災害復旧費を計上しておりますけれども、頭出しという形で計上いたしております。

以上、説明といたします。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

55ページの節8報償費の説明欄の後退道路用地寄附奨励金、これセットバックとかに係る部分のやつだと思うんですけども、これってもう既に応募っちゃうか、もう何件か話があって予算がついているんですか。それとも今から受けるためだけの予算でつけてあるのかなって。

大石泰之維持管理課長

こちらについては、見込みがあつてということよりも、いつ出てきてもいいようにということで予算を計上しているものでございます。

池田利幸委員

申し込みっていうか、言われている分は今のところはないということですか。

大石泰之維持管理課長

現時点ではございません。

小石弘和委員

53ページですけど役務費の107万1,000円のうち、88万9,000円の保険料が出ているわけですよ。

道路賠償責任保険金、これ市道632キロ掛けるの1,360円。里道等8キロ掛ける490円。

これはどういうふうな保険で、どういうふうな分け方をされているのかなあとって質問をいたします。

大石泰之維持管理課長

保険の算定にかかりまして市道の場合とその他の道路として、料率が違えば異なりますので、認定している市道632キロに対する単価とその他の道ということで里道の単価で計算したものを計上いたしているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

私がお聞きしたいのは、道路賠償責任保険料とはどういうふうな保険料ですかと。

大石泰之維持管理課長

道路の管理において瑕疵があった場合についてこの道路賠償責任保険により、保険として被害者に対して支払うものでございます。

小石弘和委員

じゃあ、これはもう瑕疵が起こるといふふうな前提で保険料を組んであるわけですね。そういうふうな見方しかできない。

じゃあこの632キロって、1級、2級、3級市道合わせてこのくらいの距離じゃないでしょう。

全部で1級、2級、3級合わせて、市道はどのくらいの距離数があるんですか。

大石泰之維持管理課長

まず、1級に関しましては、全部で109路線、延長が……申しわけございません。

個別の路線の各級ごとの延長につきましては、手元に持ち合わせておりませんので、ちょっと確認をしまして、改めて報告いたします。

小石弘和委員

じゃあ、市道の1級、2級、3級合わせて、全長では幾らあるかもわからないわけ。

大石泰之維持管理課長

全路線で651キロ、65万1,941メートルでございますけれども、一部、1級と2級などで重複している区間がございますので、実延長距離としましては631キロでございます。

以上です。

小石弘和委員

こちらは632キロメートルというふうなことは、多く見積もっているわけですか。

江副康成委員長

632って書いてあるけど631って言ったから、その辺のこと。

大石泰之維持管理課長

すいません。

四捨五入して632キロで計上しております。

小石弘和委員

じゃあ、これ瑕疵が起こるといふような前提で保険を組んでいるんですか。

大石泰之維持管理課長

瑕疵が起こる前提というか、万が一に備えてということで、保険をずっとかけております。

ただ、今年度は確かに瑕疵の専決を多数上げましたので、そういったことが少しでも減る

ように、今後とも対応してまいりたいと思っております。

以上です。

小石弘和委員

わかりました。全力を挙げて頑張ってください。

江副康成委員長

ほかにございますか。

内川隆則委員

歳入の最初に書いてある市道占用料の筑後ガスっていうのはどの辺かなと思って。

それともう一つは、公有水面使用料っていうのは場所はどこかなと思って。

江副康成委員長

誰が答えますか。

大石泰之維持管理課長

筑後ガスは西部ガスの子会社でございまして、福岡から大牟田まで通すガス管供給管と言うんですが——のガス管を鳥栖市内縦断しているものでございます。

それから公有水面につきましては、個別の水路をまたいで橋をかけてといいましょるか、家の出入り口を確保されているような方の分の公有水面の使用が——大半はそれでございますので、場所というのはいかほどの数に上がると思います。

以上です。

内川隆則委員

何を占用しとっとかな、その公有水面の場合、ガス管でもないっちゃろ。

徳淵英樹維持管理課管理係長

公有水面はいわゆる水路ですね、市で管理しております水路を上につたかけをして入り口を確保するとか、そういったもの場合に水路の公有水面の使用料という形でお願いをしているものでございます。

内川隆則委員

ちなみにメーター幾らかわかる。平米。

江副康成委員長

誰が答えますか。（「わからんなら、わからんでよか。後で聞く」と呼ぶ者あり）

徳淵英樹維持管理課管理係長

公有水面の水路等のふたがけの通路とか、橋梁のような乗り入れ口の分につきましては、一応単価といたしましては1平方メートル当たり40円で占用料をいただいているところでございます。

以上になります。

内川隆則委員

年間。

徳淵英樹維持管理課管理係長

年間でございます。

内川隆則委員

ちょっと信じられないような公有水面の使い方をしておるようなところがあるたいな。それは昔々からかどうか、最近なのかようわからんばってん。

だから、あんまりこういう人の屋敷を横断するようなことをしないようにせんと。

なかなか、後々いろいろ問題が出てくるようなことを子や孫に問題を残すようなことはやっちゃいかんと思うわけよね。

だから、具体的に言わんけど、こんなところまでこげんことしているのかと、あきれ返るようなこともあるけんが、やっぱりそういうことはなるべくしないようにやってもらいたいというふうにつけ加えておきます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

小石弘和委員

関連ですけど、結局、民間開発業者がするときも公有水面であればそういうふうな使用料をとっているわけですか。

使用料を徴収するためには振り込みでやられているわけですか。

徳淵英樹維持管理課管理係長

業者さんとかが宅地開発等で造成されて、その際に開発する土地に行くまでに水路等で隔てられていた場合は当然、そこに通路乗り入れ口っていうのを設置されます。

そのときに、まだ開発造成中ですので、その占用料につきましては、いわゆる工事の施工主の方や、そういった業者さんのほうで占用許可の申請をいただきまして、それに対します占用料をいただいているところであります。

以上になります。(発言する者あり)

続けてでございます、すいません。

占用料の支払い方法につきましては、こちらは市のほうで納付書を発行しまして、それをお渡ししてそれで銀行振り込みでいただいているところでございます。

以上になります。

小石弘和委員

それは年間ですね。

年間の振り込みを毎年こっちから送っているというようなことですね、市のほうから。

徳淵英樹維持管理課管理係長

公有水面使用料につきましては、おおむね最初5年間、許可を出しております。

ですから、最長5年分の料金を前もっていただいている状況でございます。

小石弘和委員

じゃあ5年分払ったら、終わりということですか。

徳淵英樹維持管理課管理係長

5年間の許可がありまして、それが切れたら、継続の更新手続のほうをしていただいて、その際にまた占用料をいただいている状況でございます。

小石弘和委員

じゃあ開発の業者は、もうけがありますから、そうしたらもう旧態以前の昭和から——あの分はもう結局、市で排除したら。

民家、もうなくす。そういうふうな事例はないんですか。

徳淵英樹維持管理課管理係長

例えばの話で申しわけないんですけども、開発行為で道路等造成されて、そして、水路等のふたがけして占用料が発生している状況があったとしまして、開発の場合はつくられた道路を市のほうに寄附していただいております。

その際には、当然、市の構造物になってしまうものですから、それ以降は占用料はもういただけない形で処理はさせていただいておりますので、以上になります。

小石弘和委員

わかりました。

池田利幸委員

58ページ、節15工事請負費1,500万円交通安全施設工事費。

もう一回、内容をちょっと、項目的に何に使っているのか教えていただいていた方がいいですか。

大石泰之維持管理課長

交通安全施設でございますカーブミラー、それからガードレールなどの防護柵ですね。

それから路側帯とか区画線とか、ああいう白線を引くなどの工事費をこちらの経費で出しております。

池田利幸委員

カーブミラーとか道路の舗装だとか、全部これ、舗装っていうか白線とか1年間で1,500万円って、多分、僕もしょっちゅうお願いにくるんで、あれなんですけど、これ1,500万円で

足りるものなんですか。

大石泰之維持管理課長

今回は、当初は骨格予算ということでございますので、当面の間、賄える数字ということでいただいております。

また肉付けについては改めて6月でお願いしたいと思っております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ちょっともう一点。61ページの節15工事請負費、山都町住宅児童遊園法面改良工事993万6,000円。

これって結構な額ですけど、今回崩れているとか、物すごく危険とかいう部分があつての利便向上をされるってことですけど、これ地図うちゅうか、どういう状況でされるのかが若干、僕見えないんで、御説明いただきたいなと思うんですけど。

大石泰之維持管理課長

今回のこの児童遊園は山都町住宅の一番山側といいましょうか——にある公園広場でございまして、こののり面が昨年7月の大雨で一部崩れているっていう部分がございます。

それをもとに、こののり面全体の安全性を確保するために、今回側溝の排水路の自由勾配側溝及びのり面の張りコンなどをして、のり面の養生をするために行う工事でございます。

以上です。

池田利幸委員

これ山側の奥のほう、こののり面っていうのは、公園に向かって上、山からのほうですか、それとも下るほうなんですかね。

大石泰之維持管理課長

今おっしゃった、下りのほうののり面です。

以上です。

池田利幸委員

わかりました。

ありがとうございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案甲第15号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

議案甲第17号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例

議案甲第18号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

議案甲第19号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

続きまして、議案甲第15号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例、議案甲第17号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例、議案甲第18号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例及び議案甲第19号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

甲議案の条例改正分のうち、維持管理課分として4件ございますので説明をいたします。

資料は、条例案等参考資料をお願いいたします。

まず、都市公園の分の40ページでございますけれども、今回上げております4条例はいずれも、平成31年10月1日から消費税が10%に引き上げられることに伴うそれぞれの使用料等の改正を行うものでございます。

内容はいずれも現行100分の108、この計算のものを100分の110にするものでございます。

改正内容としましては、以上の点のみでございます。

説明としては以上です。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



報 告（維持管理課）

公園施設長寿命化計画について

江副康成委員長

続きまして、維持管理課より議案外の報告の申し出がっておりますので、これをお受けしたいと思います。

大石泰之維持管理課長

議案外でございますが、公園施設長寿命化計画について御報告いたします。

資料は、04維持管理課、議案外報告をお願いいたします。

まず、計画策定の経緯についてでございますけれども、本市が管理する都市公園は、昭和39年の中央公園を初め、多くが供用開始から25年を経過しております。

そのため公園施設のライフサイクルコスト縮減や改築修繕費用の平準化を図る観点から、施設の長寿命化を図るとともに、計画的な修繕や改築を行うために、本計画を策定し、公園利用者の安全性を確保するようにいたしております。

なお、本計画は国が示した公園施設長寿命化計画策定指針に基づき策定いたしております。

次に、計画の期間は2019年からの10年間でございます。

次に、計画の対象といたしましては、3番の表で上げております都市公園、25公園でございます。

次に、調査内容でございますが、まず都市公園内の遊具や建物のほか、照明器具、ベンチ、フェンスなど、全ての施設、1,099施設の現地調査を行い、おのおの施設の劣化状況や損傷状況、安全性などに基づき、健全度をAからDの4段階に区分しております。

なお、調査の結果、健全度が最も悪いD判定が全体の5%を占めております。

次に、健全度調査の結果を受け、施設の修繕更新等の対策時期の設定を行うため、緊急性を高・中・低の3段階に区分しております。

この結果、緊急性が最も高い「高」が8%を占めております。

今後の方針といたしましては、2023年度に開催されます国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の会場となります市民球場、市民体育館につきましては、来年度から2022年度までの4年間で重点的に補修を行い、それ以外の建物や遊具等の施設につきましては、計画的に年次的に補修更新を行ってまいります。

なお、各公園施設につきましては、建築物の中長期保全計画や他の計画と調整が必要なことから具体的な計画の提示ができる段階には至っておりません。

計画の実施に当たりましては、他の計画との調整や、長寿命化事業に係る国の交付金の状

況などを見ながら、着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、公園施設長寿命化計画に関する説明とさせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

池田利幸委員

市民体育館の長寿命化っていうのはどんなことをやるんですか。

大石泰之維持管理課長

市民体育館の改修につきましては、先ほど申し上げましたとおり国民スポーツ大会等の会場になっておりますので、市民体育館の改修につきましては、建物の屋根、外壁、それからアリーナや諸室の照明のLED化、またトイレの洋式化や更衣室の改修などを予定されております。

以上です。

池田利幸委員

中の内装も基本的に、そうしたら長寿命化計画の中でやられるっていうことですね。

大石泰之維持管理課長

申し上げましたとおり、照明設備やトイレなどの衛生設備などについては改修を行うことになるかと考えております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

いや、LEDとかその辺の中のやつまでやるのなら——エアコンとかは全然こっちにはかかわってこないということですよ。

国の予算案でも防災減災のところをつくってという話が今回の中でも出ていたんで、それも踏まえて、それは総務省からの予算になるんでわかんないんですけど、LEDとかかえるなら、その辺のエアコンとかも考えることができるのかなと思ってちょっと聞いてみました。

江副康成委員長

答え求めなくていいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

ほかに。

内川隆則委員

公園の遊具、ここにA、B、C、D書いてあるけど、今後、基本的によくするほうにするのか、もしくは撤去する方向にするのか、その辺はどう考えると。

大石泰之維持管理課長

今回の公園施設の長寿命化計画につきましては、今ある遊具の補修及び更新ですから、現行の施設を維持していくために必要な手だてをとっていくということで考えております。

以上です。

内川隆則委員

遊具は、釈迦に説法かもしれんけど、昔の遊具と最近の遊具というのは全く違うわけよね、安全性から。

だから、よくしていくならば、取りかえにやいかん、多額の金額で。

でなければ、もう今のやつを更新するっていうことにはならんと思うわけよ。撤去する以外ないと思います。

だからその辺があるけん、例えば小郡市とか基山町なんか、立派なものが設置してあるけど、残念ながら鳥栖市はあんまりそういうのないたいね。八ツ並公園があるといえはあるばってん。

そういうことからして、今質問したけど、その辺は具体的にあると。

三澄洋文維持管理課参事兼課長補佐

今回の長寿命化事業自体が、国の交付事業で進めていく予定にしております。

国の方針が今、交付金事業が大体、唐津とか、ほかの自治体で少し進められていますけれども、まだ体育施設だったり文化施設だったりそういったものに着手されておりまして、遊具のほうはまだ具体的に大きく進んでいるわけではございませんので、今後、既存の遊具自体が当然、老朽している分につきましては、補修が難しいものであれば更新、例えば複合遊具に変えたり、そういったものに交付金事業でできるのかどうかっていうところは、当然、国なり県なり、協議しながら、対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

今の話でもあんまりはっきりせんような返事のごたるけど、今までの歴代の課長さんの話だと、もう危ないのは撤去しますというふうなことで撤去されてきた経過があるもんだから、あえて質問したけど、今の答弁でもあんまりはっきりせんようだけど。

小さいお子さんを抱えるところにおいては、つくってほしいっていうふうなことが求められているけん、その辺、あなたたちのそれ以上判断でやってもらわんといかんけど、できるだけそういうのは、残せるなら——もうもちろんドイツ製とか何とかいうやつを使わないと、今は安全性がチェックできんけんそういうことで考えていってもらいたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

[発言する者なし]

以上で、維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

次に国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。

午後 3 時36分休憩

oo

午後 3 時46分開議

江副康成委員長

再開します。

oo

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第 1 号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

江副康成委員長

これより国道・交通対策関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第 1 号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

執行部の説明求めます。

中内利和国道・交通対策課長

国道・交通対策課です。

よろしくお願いたします。

それでは、議案乙第 1 号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）、国道・交通対策課関係分について御説明させていただきます。

補正予算資料の54ページをお願いたします。

まず歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目6土木費県補助金、節1都市計画費県補助金の地域創発による地域交通モデル事業費補助金につきましては、今年度実施しております地域公共交通網形成計画の策定につながる基礎調査であります地域公共交通調査検討業務が、県の補助メニューのうち地域交通の改善のために行う地域交通に関する調査分析等に該当することから、補助金の交付決定があった160万円を補正するものです。

次に、款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の九州新幹線減濁水被害対策基金利子につきましては、基金の運用利子の決算見込みにより7万5,000円を増額するものです。

続きまして、55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事院勧告に準じまして職員の給料及び期末勤勉手当の改定に伴う人件費の補正でございます。給与を7,000円、職員手当を10万2,000円、共済費は2万1,000円、それぞれ増額するものです。

続きまして、56ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節8補償費の地域公共交通会議等委員謝金につきましては、地域公共交通網形成計画の策定を2カ年に分けて行うこととしたため、会議の回数を5回から3回へ2回減らしたことに伴い20万円を減額するものです。

節13委託料につきましては、ミニバスの運行経費及び運賃収入等の決算見込みにより56万6,000円を増額。地域公共交通網形成計画について、基礎調査と策定業務を2カ年に分けて行うこととしたため334万2,000円を減額、合計で277万6,000円を減額するものです。

節14使用料及び賃借料のバス借上料につきましては、バスの日イベントを今年度の10月6日に予定していたんですけれども、台風の影響により中止したため、イベントバスの借り上げ料5万3,000円を減額するものです。

節19負担金、補助及び交付金の地方バス路線維持費補助金につきましては、国庫補助金額の確定と、当初予算と比較して運賃収入が増加したことにより、144万1,000円を減額するものです。

次の57ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節11需用費の光熱費につきましては、新鳥栖駅周辺施設の電気料等の決算見込みにより不足する額25万5,000円を補正するものです。

節25積立金の九州新幹線減濁水被害対策基金積立金につきましては、基金の運用利息の決

算見込みにより7万5,000円を増額するものです。

以上、議案乙第1号 平成30年度一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

56ページのミニバス運行業務委託料56万6,000円の増ってことは、当初予定されていたよりも乗車率が悪かったってことですか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

ミニバスの件でございますけれども、平成30年度の予算につきましては、まず国庫補助が18万円増加するという見込みであったんですけれども、利用者数が減少することで運賃収入が約64万3,000円減額となっております。

減少する路線については、全体的にどこもちょっと減少しております、今回その分析がちょっと難しい部分あるんですが、冬場が寒かったこと、それから夏場は暑かったこと、特にミニバス自体が高齢者を中心とした乗り物でございますので、そのあたりが影響したのかなという部分も今分析をしているところでございます。

ということで池田議員おっしゃりますように、乗車が少なかったということで減少しております。

池田利幸委員

その部分まだいろいろ調査されているってことなんで、その辺も網形成計画の中で必ず要ることだと思いますので、よろしく願いします。

江副康成委員長

ほかにございますか。

内川隆則委員

3号線はどういうふうになっと。

中内利和国道・交通対策課長

国道3号鳥栖拡幅事業につきましては、今工事のほう、曾根崎交差点を中心に約700メートル区間を工事しております、今年度の2月6日に基里小学校の前の基里歩道橋のかけかえを完了させていただいております。

また来年度も引き続き曾根崎交差点周辺の700メートルの部分の拡幅工事を進めていくところと、あと起点側については今用地買収を進めておりまして、来年度以降は曾根崎

交差点より終点側について、また用地買収に入っていくというような形になっていくと思います。

内川隆則委員

いつまでかかると。

中内利和国道・交通対策課長

佐賀国道のほうから、具体的にあと何年という完成予定時期というのがまだ発表されておられません。

これは、やっぱり用地買収が全て片づいていないというところから、どのぐらいあとかかるかというところがまだ見通せないというところで、まだ公表はされていないという状況でございます。

内川隆則委員

以前、最初、佐賀国道事務所はこげん言うたよ。

何年かたてば、ある程度のめどがわかりますと、だから、そういうふうにして計画が、最終年が見えてきますというふうな説明を所長から聞いたことあるよ。

催促せんね。

中内利和国道・交通対策課長

ありがとうございます。

またちょっと事務所のほうにも確認しながら、完成時期を、いつごろっていうところをまた確認していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

内川隆則委員

ところで、ビアントスから高田までの道はどげんなととと。

中内利和国道・交通対策課長

その部分について事業化というところはまだなっておりません。

事務所のほうからは、やっぱり今ある事業、鳥栖でいけば鳥栖拡幅と鳥栖久留米道路と、あと、またほかの町で有明沿岸道路をやっていたりと、佐賀唐津道路をやっていたり、西九州自動車道をやっていたりと、まだ事業がかなり多いということで、今の事務所の状態としては新しい事業を立ち上げるということはちょっと難しいというふうに聞いております。

内川隆則委員

国交大臣のごたっこと言うじえ。

何遍も言いよるごと、曾根崎までのさっきの質問の続きばってん、ビアントスまでのめどが立ったならば、引き続き、工事ができるように、進めていけるように話をしてもらわない

と、一旦それが途切れたら、立ち上げるまでに相当なエネルギーがかかるので、引き続き、話は持って行ってほしいと。

そういうふうにならなきゃいけないというふうなことで言ってきておるのが、それはあなたの責任よ。あなたの責任よ。

ぜひそのことははっきりさせるようにしてほしいと思いますので、よろしいですね。

中内利和国道・交通対策課長

努力いたします。

ありがとうございます。

小石弘和委員

じゃあ現在、事業認可を受けているとはどこまでですか。

中内利和国道・交通対策課長

鳥栖拡幅道路としては商工団地北入り口交差点までの2.4キロ区間を事業化して、今事業を進めているところでございます。

小石弘和委員

結局あと、場所がないというふうなことでちょっと若干、保留されているんですけど、ところで、御野立所はどういうふうな格好になるわけ。(発言する者あり)

中内利和国道・交通対策課長

記念碑のところについては、今拡幅するので、少し削られるんですけど、今の記念碑までは用地がかからないようになっておりますので、そこを管理しています方々にもお話をさせていただいて、階段をまた設置し直すような形で整備するように考えております。

小石弘和委員

そこは用地買収は要らないわけでしょ。

中内利和国道・交通対策課長

あそこは市の所有地になっていきますので、そこについては道路ではない部分になるので、用地買収が発生するという形になります。

小石弘和委員

じゃあ市が結局収入を得るっちゅうことですね。

安く売ったらいかんですよ。

以上です。

池田利幸委員

この前個別に御相談した部分とかもあるんですけど、今買収が、もともと住んでいる部分で家が下がっている部分とかが今からまたさらに出てくると思うんですけど、工期が第1期

工区から第4期工区とか順番にある分、一時放置する土地っていうのがこれからも出てくると思うんですね。

その辺の管理のほうも徹底してもらうように、あそこほんとに国道沿いなので、たばこのポイ捨てとかもありますんで、その辺の管理をしっかりとお願いしとっていただきたいなと思います。

江副康成委員長

ほかにございますか。

久保山博幸委員

先ほどの基里陸橋の件なんですけど、立派な、以前のやつに比べると大分幅が広くて立派なんですけど、やっぱり地元の方から何で自転車が渡れるようにスロープばつけてくれんやっつたんやろうかねって、相談があったらしいのですが、先に言っておいてもらわないと、今からはできんというようなところだったんで、今からできる、できないは検討の余地があるとして、一応そういう要望が、自転車でも渡れるように、スロープがあったらよかったなあという要望が出ておりますんで。

江副康成委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

中内利和国道・交通対策課長

それでは、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算、国道・交通対策課関係分について御説明させていただきます。

当初予算の委員会資料の64ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料1,590万4,000

円につきましては、鳥栖駅東駐車場の使用料とサガン鳥栖支援自動販売機でございますけれども、その敷地料でございます。

節4新幹線対策使用料5,300万円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の使用料でございます。

続きまして、款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金30万円につきましては、九州新幹線減濁水被害対策基金の運用利子でございます。

続きまして、次の65ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入18万3,000円につきましては、鳥栖駅前コインパーキングの電気料、JRの分、それと、サガン鳥栖支援の自動販売機及びサガハイマット支援自動販売機の電気料の収入でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、国道・交通対策課5人分の人件費でございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節8報償費35万円につきましては、地域公共交通会議等の委員謝金でございます。

節9旅費12万2,000円につきましては、要望活動、関係機関協議等の一般旅費でございます。

節11需用費115万6,000円につきましては、消耗品費、バスマップの印刷代、鳥栖駅東駐車場、鳥栖駅前広場の電気料、修繕料等でございます。

節12役務費10万9,000円につきましては、鳥栖駅東駐車場料金の徴収事務委託の手数料でICカードで支払った料金を収納する際の手数料でございます。

次の67ページをお願いいたします。

節13委託料1,258万円につきましては、うち381万円が鳥栖駅東駐車場の管理委託料でございます。

また、ミニバス運行业務委託料477万円及び地域公共交通網形成計画策定委託料400万円につきましては、後ほど主要事項説明書で御説明させていただきます。

節14使用料及び賃借料9万4,000円につきましては、バスの日のイベントバスと無料運行バスの借上料でございます。

節19負担金、補助及び交付金4,594万2,000円につきましては、各種期成会等の負担金66万3,000円と、地方バス路線維持費補助金4,527万9,000円でございます。

それでは、次のページについています主要事項説明書の御説明をいたします。

17ページをごらんください。

事業名は地域公共交通確保維持改善事業でございます。

本年度予算額は921万9,000円、前年度比で546万5,000円の減額となっております。

減額の理由につきましては、主に地域公共交通網形成計画策定事業の減額によるものでございます。

目的につきましては、鳥栖市地域公共交通総合連携計画に基づく交通空白地域への対応として、鳥栖・田代地区及び基里・旭地区にミニバスの運行を行い、また、公共交通に関する新たな計画であります鳥栖市地域公共交通網形成計画を策定するものでございます。

事業内容についてですが、まずミニバス事業についてでございます。

運行日数は年間291日で、日曜日、祝日、お盆、年末年始を除きます鳥栖地区は月、水、金の1日各7便、田代地区は火、木、土の1日各7便、この2つの地区を1台のミニバスで運行しており、委託業者は鳥栖構内タクシーでございます。

続きまして、基里地区は火、木、土の1日各7便、旭地区は月、水、金の1日各6便、こちらも2つの地区を1台のミニバスで運行しており、委託業者は久留米西鉄タクシーでございます。運賃はともに一律200円で乗車定数は9人です。

予算につきましては、基里・旭地区の運行業務委託の契約期間が平成31年度末で満了となるため、新たに運行事業者を選定するための謝金、委員7名分になりますけれども、4万4,000円。

あと、バスマップ3,000部の作成経費9万9,000円。

あと、ミニバスの運行委託料としまして鳥栖地区、田代地区の運行業務委託料が204万8,000円。

基里地区、旭地区の運行業務委託料が272万2,000円で合計491万3,000円となっております。

なお、先ほども申し上げましたが、基里・旭地区のミニバス運行事業につきまして、平成31年度末で契約期間満了となるため、平成32年度からの新たな運行事業者を平成31年度中に選定するため、平成32年度から5年間の債務負担行為を計上しております。

債務負担行為についてですが、予算書の議案書の13ページに記載しておりまして、第2表の債務負担行為の2つ目、債務負担行為の事項は、ミニバス（基里・旭地区）運行事業委託料、期間は平成32年度から平成36年度までの5年間。

限度額は、契約期間における各年度の運行経費から運賃収入を差し引いた額の総額としております。

次に、地域公共交通網形成計画策定事業についてでございます。

先ほど目的の中でも申し上げましたが、公共交通に関する新たな計画であります鳥栖市地域公共交通網形成計画を策定するものでございます。

計画期間は5年間で、予算につきましては、地域公共交通会議等委員謝金として報償費30万6,000円。地域公共交通網形成計画策定委託料として400万円、合計430万6,000円となっております。

続きまして、次のページの主要事項説明書の18ページをごらんください。

事業名は、地方バス路線維持費補助金でございます。

本年度予算額は4,527万9,000円で前年度当初比124万3,000円の減額となっております。

減額の理由につきましては、平成30年度の当初予算に比べ、国庫補助金等の増額が見込まれるため、市の補助金額の減額を見込んでいただいております。

目的につきましては、市内を運行する路線バスの市内3路線、広域線3路線の運行事業者に対し、路線バスの維持を図るため、補助金を交付するものです。

事業内容につきましては、運行事業者である西鉄バス佐賀株式会社に対してその路線の運行経費から国、県の補助金、運賃収入を差し引いた残りの運行赤字額の補填のため、補助金の交付を行うものです。

予算につきましては、市内線の補助額といたしまして、河内線と麓線、弥生が丘線の3路線の合計で2,590万5,000円。

広域線の補助額といたしまして、久留米鳥栖線、鳥栖神埼線、綾部線の3路線の合計で1,937万4,000円でございます。路線バス全体で4,527万9,000円となっております。

次のページの委員会資料の68ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節11需用費564万9,000円につきましては、消耗品、コピー代、新鳥栖駅周辺施設の光熱水費等でございます。

節12役務費22万4,000円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場料金の徴収事務委託の手数料で、I Cカードで支払った料金を収納する際の手数料21万7,000円と、農業用水施設の管理者の傷害保険料7,000円でございます。

節13委託料2,485万円につきましては、山浦町の市有地の樹木伐採委託料300万円と、あと鳥栖駅周辺施設の管理委託料等に2,153万2,000円と、農業用水施設の管理委託料等で31万8,000円でございます。

節14使用料及び賃借料の5万9,000円につきましては、新幹線高架下のパーク・アンド・ライド駐車場の敷地借上料でございます。

節15工事請負費75万円につきましては、新鳥栖駅のパーク・アンド・ライド駐車場の照明の取りかえ工事費6基のLED化でございます。

節19負担金、補助及び交付金20万円につきましては、さが交通デザイン協議会負担金20万円でございます。

節25積立金30万円につきましては、九州新幹線減濁水被害対策基金の利子を積み立てるものでございます。

以上、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算の国道・交通対策課分の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

64ページの新幹線対策使用料、新鳥栖駅周辺駐車場の使用料5,300万円。

これ収入があるんですけど、これにかかわる経費、委託料、これは要するに2,153万2,000円で理解していいですか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

駐車場に係る経費、委託料等になりますけれども、平成31年度につきましては、今小石委員から言われましたうちの約1,780万円が管理の委託料となっております。

小石弘和委員

じゃあ、この68ページの新鳥栖駅周辺施設管理委託料、これはその中に含まれているというような形で理解していいんですか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

68ページの新鳥栖駅周辺施設管理業務1,838万5,000円のうちに、先ほど申しました1,780万円ほどが駐車場の管理委託料として含まれております。

小石弘和委員

わかりました。

じゃあその差額が収入と純利益というふうなことですね。いい商売ですね。

それから、続いてその68ページの伐採委託料300万円。

これ、どこの伐採委託料ですか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

樹木委託の300万円につきましては、山浦町の伐採になるんですけれども、ちょうど山浦パーキングの東側に新幹線を整備した際に、変電所がつくられているんですけれども、そのあたりは緩衝緑地ということで、市のほうが一部買収をさせていただいた土地がございまして、その分のちょっと樹木が生い茂っている状況で、南側に住家があるものですから、あそこに支障がないように、今回伐採をするものでございます。

小石弘和委員

要らない土地を市が買わされて、そこも管理しなくてはいけない。

あそこを買うときには勝尾城遺跡の布石というふうな形で、あの残地を買っているんですよ。なぜそういうふうな金を出すかと。

これは維持管理が物すごくかかるんじゃないかと。この利用価値は全くないんじゃないかというふうなことを、私は委員会で相当言いました。

今度はあれにかかるただのような土地にこの伐採委託料300万円。これは、管理はまだどんどんどんどんふえてくるんですよ。

何か利用方法はないと。これは国道・交通対策課の管理の土地ですか。

中内利和国道・交通対策課長

そうなります。管理の土地になります。

小石弘和委員

これ買い手があったら売るんですか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

当時も事業主体でございます鉄道運輸機構のほうと協議をしながら、まず事業主体のほうで買ってもらいたいというお話は、当然、いろいろ協議はあっていると思いますけれども、事業することによる損失補償に当たるか当たらないかとか、そのあたりの基準等もございまして、機構のほうではまず買収できないというような経緯があったというふうにまず聞いております。

したがいまして、その土地につきましては、周辺に住家があることもございますので、変電所の周辺の緩衝緑地的な意味合いに現在なっておりますので、引き続きそこについては市のほうでもって管理をしていくというようなことになっていくと思います。

小石弘和委員

それは、うそですよ。

そんなもんを市が要するに持つっちゃうことは全くなかったんですよ。

あのときは建設課のほうでも相当議論があって、もう買わされているんですよ。

こんな管理までやっていかななくてはいけないなら、普通の事業できないんですよ。買っていただくように努力をしてくださいよ。

でも、もし民間でも買えるような状況であれば、これはじっとすれば塩漬けの土地になりますよ。ずーっと維持管理費はかかっていくと思いますよ。

そういうふうなところで、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

池田利幸委員

主要事項説明書の17ページの事業内容、地域公共交通網形成計画策定事業の部分ですけど、

これスタートするのは、何月からですかね、まず。

中内利和国道・交通対策課長

網形成計画自体は、来年度3月末までに策定しまして、翌年度から5カ年間という形になります。

池田利幸委員

そうしたら準備期間1年間として平成32年度から始まるということですね。

これ毎度のように、委員会のたんびに言っていると思うんですけど、この中に私たち入れないのかっていう話をさせてもらっている部分もありますし、前回、準備の時点でのアンケートで2,000人を対象にして言っていた部分で、それじゃあ声がきちんと拾えないんで、もうちょっと考えてみてください、やり方って言う部分を言っていたと思うんです。

その部分で何か進展って言うか、お考えがあるかなって言うのは、ちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

中内利和国道・交通対策課長

一応アンケートについては、市民アンケートのほかに、主要な企業様へのアンケートと、あと高校生向けのアンケートも行っております。あと事業者向けも含めてですね。

一応アンケートの結果を、今年度3月の下旬、20日の週ですけど、そこまでで今取りまとめるようにしていますので、そこである程度、課題とかが、分析とかができると思ひますので、それである程度の構想を立てて、その後、来年度に向けて皆様方や、地域の方々にワークショップなどを含めてお声を、またそれから、ある程度土台がないと何も話が進まない場合もあるかなと思ひますので、そういう形でお声を拾っていききたいなというふうに思っております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

アンケートとかそういう企業さんの部分をもとにワークショップを各地区ですべてやっていって声を拾っていくって言うことですよ。

よかったら、スケジュール案みたいなものを示していただければありがたいなと、僕らも結構やっぱり話していると地域の皆さんとかからもそういうお話があるもんで、その手順って言うか、皆さんもやっぱり自分たちの声を伝えたいって言う部分がありますんで、手順のスケジュール案というのをお示しいただきたいなと思ひます。

よろしくお願ひします。

江副康成委員長

ほかに。

[発言する者なし]

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案甲第16号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

続きまして、議案甲第16号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の説明を求めます。

中内利和国道・交通対策課長

それでは、議案甲第16号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

条例案等説明資料といったやつですね。

参考資料の42ページをお願いいたします。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。

中内利和国道・交通対策課長

1の改正の理由につきましては、平成31年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い市営駐車場の駐車料金を改正するものです。

2の改正内容でございますが、改正するのは鳥栖駅東駐車場及び新鳥栖駅西口駅前広場駐車場の駐車料金でございます。

算定方法につきましては、表の下に記載しておりますとおり前回、平成25年の12月改正前5%から8%になったときの駐車料金を1.05で割り返して円未満を切り上げ、その値に1.1を乗じ、10円未満を切り捨てた金額としております。

その算定方法によりまして、まず、鳥栖駅東駐車場につきましては、24時間を超える場合の区分につきましては、1日当たりの加算額を現行510円から520円に改正いたします。

次に、新鳥栖駅西口駅前広場駐車場、主に送迎用の短時間利用を想定したフラップ式の駐車場でございますが、そちらについては3時間を超え6時間以内の料金を610円から620円に、6時間を超え24時間以内の料金を1,020円から1,040円に、20時間を超える場合の1日当たりの加算額を1,020円から1,040円にそれぞれ改正いたします。

なお、先ほどの算定方法によりまして、鳥栖駅東駐車場の3時間を超え6時間以内の区分、

再開します。

中内利和国道・交通対策課長

すいません、この概要については値上げをする部分のものまでしか載せていませんので、実際に値上げしない200円、300円の部分はここに記載されていないという形になります。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

以上で国道・交通対策関係議案に対する質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

江副康成委員長

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時30分散会

平成31年 3 月 7 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 伊藤 克也
委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男
久保山博幸 池田 利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長 松雪 努
上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸
上下水道局管理課長補佐兼総務係長 樋本 太郎
上下水道局管理課長補佐兼業務係長 小川 智裕
上下水道局次長兼事業課長 今村 利昭
上下水道局事業課浄水場長 平塚 俊範
上下水道局事業課水道事業係長 中垣 秀隆
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪 秀雄
上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長 中牟田 恒

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

上下水道局関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第4号 平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

- 議案乙第6号 平成30年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）
議案乙第7号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算
議案乙第11号 平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算
議案乙第13号 平成31年度鳥栖市水道事業会計予算
議案乙第14号 平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算
議案甲第27号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案甲第28号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例
議案甲第14号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時1分開議

江副康成委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



上下水道局関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

江副康成委員長

これより、上下水道局関係議案を始めます。

初めに、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

おはようございます。管理課高尾でございます。

それでは早速、説明に入らせていただきます。

補正予算資料の2ページをお願いいたします。

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、上下水道局で所管しております浄化槽設置整備事業費について御説明をいたします。

款4衛生費、項4環境対策費、目2浄化槽設置整備事業費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、浄化槽維持管理費補助金の決算見込みによる減でございます。9基分の減額をお願いしております。

一般会計の分の説明につきましては、以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特になし。

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第4号 平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第4号 平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

続きまして、資料の同じ2ページの下のほうでございますけれども、議案乙第4号 平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、歳出のほうから御説明いたします。

款1 農業集落排水費、項1 農業集落排水事業費、目1 農業集落排水維持管理費につきましては、給料改定に伴い人件費の所要の額を補正しております。

これに伴いまして歳入予算でございますけれども、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましても歳出と同額の補正をお願いしているところでございます。

以上で、平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案乙第6号 平成30年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第6号 平成30年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

それでは3ページをお願いいたします。

議案乙第6号 平成30年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第5号)につきまして御説明をいたします。

まず収益的収支の主なものについて御説明をいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益の水道料金につきましては、事業系給水量の減による補正をお願いしております。

目2加入金につきましては、新設の給水工事申し込みの増加に伴い増額をしております。

目3受託工事収益につきましては、下水道雨水関連受託工事の2件を見込んで所要の額を補正いたしております。

項2営業外収益、項3特別利益につきましては、それぞれ決算見込みによる補正でございます。

次に4ページをお願いいたします。

款1水道事業費用、項1営業費用の主なものについて御説明をいたします。

目1原水及び浄水費の動力費につきましては、電気料金単価が上がったことによる補正でございます。

また、薬品費につきましては、粉末活性炭の使用量の増が主な補正の要因でございます。

目4業務費につきましては、量水器修繕費の減額が主なものでございます。

目5総係費以下につきましては、決算見込みによる減でございます。

次に、項2営業外費用でございますが、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、主に企業債の借入利息の確定に伴う減額でございます。

目3消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項3特別損失、目1過年度損益修正損につきましては、過年度分水道料金の漏水減免等による損益の補正でございます。

目2その他特別損失につきましては、決算見込みにより浄水場関連工事に伴い発生する除却費を減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。

資本的収支について御説明いたします。

款1資本的収入、項2工事負担金につきましては、開発関連工事の減による補正でございます。

項3他会計負担金につきましては、消火栓の新設及び更新の減による補正でございます。

次に、款1資本的支出でございます。

項1建設改良費、目1浄水設備費以下につきましては、入札残など決算見込みによる減額

でございます。

以上で、平成30年度水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

済みません、私のほうから。

4ページの特別損失で6,112万9,000円の減、これに至った——もうちょっと詳しく説明してもらっていいですか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

これにつきましては、平成30年度当初予算のときに、5億1,100万円を特別損失として浄水場関連を除却して減額することとしておりましたけれども、その分を少し減らしたものでございますけれども、これは決算見込み、平成29年度の減価償却費の確定等に伴いまして減額をしたものでございます。除却費等の減額をしたものでございます。

もともと上の営業費用の資産減耗費の中に計上する分を、特別損失として非経常的なものについては、特別損失で計上することができますので、そのような会計処理をしておりました分について、繰越分ではなくて、その決算見込みで精査した分、その分を減額したものでございます。

江副康成委員長

わかりました。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第7号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第7号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

補正予算資料の6ページをお願いします。

議案乙第7号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、収益的収支でございます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料につきましては、事業系処理水量の減により補正をしております。

項2営業外収益、目3他会計補助金につきましては、決算見込みによる増額でございます。

目4長期前受金戻入以下、項3特別利益につきましても決算見込みによる補正でございます。

7ページをお願いします。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費につきましては、光熱水費等の増加に伴う処理場及び北部中継ポンプ場包括委託にかかわる委託料の増額でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息の借入利率の確定に伴う減額でございます。

目2消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項3特別損失、目1過年度損益修正損につきましては、過年度分下水道使用料の漏水減免などによる損益の補正でございます。

目2その他特別損失につきましては、国道3号拡幅工事に伴う下水道管撤去工事が平成31年度に延期されたことに伴う除却費の減額でございます。

8ページをお願いします。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良費等の財源に充てるための企業債及び項2国庫補助金につきましては、西田川雨水対策工事及び浄化センター長寿命化工事に対する国の追加補正内示に伴うものでございます。

また、款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費につきましても同じく追加補正内示によるものでございます。

以上で、平成30年度下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません6ページの、目1下水道使用料のところの説明のところ、下水道使用料の水洗化戸数が2万8,100戸で、これは、たしか上水のほうは3万800戸なんですね。

戸数は上水のほうがかなり多いんですけど、年間総水量は圧倒的に下水のほうが多いんで

すよね。

たしか小都市側からも入れているとかいう話を聞いたんですけど、どれくらいよそから入ってきているものなのかなと思って。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

戸数につきましては、下水道については、まだ区域内につきましても接続をされてないところもございます。

あと水道につきましては、戸数的にはその戸数になっておりますけど、外水洗のみというところもございまして、その関係で戸数のずれもございまして。

あと、水量につきましては、下水道のほうがかなり多くなっておりますけど、これは井戸水とか、工業用水の関係で、それも下水道に入りますので、水量的には多くなっておりますけれども。

あと小都市等の水は入っておりません。基山町については弥生が丘のところの北部丘陵の分について入っております。（発言する者あり）

小都市は1件でございます。

池田利幸委員

これは単純に差が結構あるなっていう部分の――上水というのは井戸からくんでいる部分とかもあるなとは思いますが、大きな量の差があったんで、ちょっとこれは、指摘っていうのじゃなくて、どれくらいあるかお知らせ願いたいなと思ったんで……。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算のうち、上下水道局で所管しております予算の主なものについて御説明いたします。

当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

款4衛生費、項4環境対策費、目2浄化槽設置整備事業費、節19負担金、補助及び交付金のうち、浄化槽設置整備事業補助金につきましては5人槽1基分を、浄化槽維持管理費補助金につきましては47件分の額を計上いたしております。

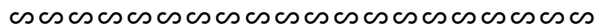
一般会計分の説明につきましては、以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案乙第11号 平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第11号 平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。

議案乙第11号 平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算について御説明をいたします。

農業集落排水施設は現在、下野地区、於保里地区の2地区の生活排水の処理を行っております。

下野地区の施設につきましては平成30年度中に、於保里地区については平成31年度中に公共下水道に接続する予定としております。

まず、歳入の主なものについて説明をいたします。

款1使用料及び手数料につきましては、今年度末に公共下水道に接続する下野地区の最終月分、平成31年3月分及び於保里地区の農業集落排水使用料の年間見込み額を計上しております。

款3繰入金につきましては、歳入不足を補填するため一般会計からの繰入金をお願いする

ものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

目1 農業集落排水維持管理費のうち、節11需用費につきましては、処理施設の電気料等の光熱水費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、施設管理、汚泥収集、運搬、処分の委託料が主なものでございます。

款2 公債費の元金及び利子につきましては、地方債の元利償還金でそれぞれ所要の額を計上しているところでございます。

以上、議案乙第11号 平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算の説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、ちょっとこれ私の勉強不足で申しわけないんですけど、下野地区農業集落排水を下水に入れるっていう話ですけど、これは下野地区って市街化区域でしたっけ。調整区域ですよ。

その部分も完全に農業集落排水というのは、下水管を通して全部入れるっていうことなんでしょうか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

下野地区については御存じのとおり調整区域でございます。

これについても公共下水道のほうに順次接続して、来年度で全ての農集についても接続する見込みでございます。

池田利幸委員

これ取りつけに当たって、受益者負とかいただくんですか。

全く市でもらわないでやるんですか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

農業集落排水施設の下水道接続部分については、加入金ということで、農集の部分で既設で接続している方についてはいただいておりますので、それを受益者負担金とみなしていただくことはしていません。

ただし、下野地区で新たに来年の4月1日以降に接続するっていうことになった場合については、下水道受益者分担金徴収条例に基づいて分担金を徴収してさせていただくということになります。

以上です。

池田利幸委員

わかりました。ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ちょっと、私のほうから関連して質問します。

3 ページの使用料のところですけども、公共下水道と農集のほうの使用料の体系は全く同ですかね。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

全く一緒でございます。

内川隆則委員

今、言われた於保里地区が平成31年度、それで終了。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

於保地区をもって全て接続することになります。

内川隆則委員

そうしますと、下水道の本管の整備は、全て終了することになるとかな。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

下水道につきましては、区域内でも末端部で一部まだ管が入っていないところがございます。

内川隆則委員

具体的にどのくらいあつと。一部っちゅうと。

どこどこ地区、どこどこ地区でよか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

例えば共乾施設とかが、これがほとんど末端部にございまして、そういうところは、使用される時期とかも限られていて、接続してもあまり費用対効果といいますか、それが発生いたしませんので、そういうところが今ちょっと懸念されているところがございます。

内川隆則委員

そうするともう最終判断たいね。

もう下水道を通さないというふうな最終的な判断っていうのは、まだその結論には至っていないわけ。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

ちょっとまだ今のところはその結論には至っておりません。

内川隆則委員

最終的にはいつごろになると。

平塚俊範浄水場長

先ほどから言われております最終的に何年ということにつきましては、私道で同意がとれていないなどしている部分もありますので、その整理が終わるまで、半永久的に残ると思います。

内川隆則委員

いや、個別的なそういうのは別にしても、おおよそもう整備するところはして、終わりますというふうなところでの話はいつごろまでなのかという。

平塚俊範浄水場長

その件につきましては、もう全て終わっているという状況でございます。

末端部というのは、例えば50メートルとかそういう短いスパンの、関係も少ないところが残っているだけで、大口径、例えば800とか、大きいところが残っていることはありません。

江副康成委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案乙第13号 平成31年度鳥栖市水道事業会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第13号 平成31年度鳥栖市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

議案乙第13号 平成31年度鳥栖市水道事業会計について御説明いたします。

最初に別冊となっております黄色い表紙の平成31年度水道事業会計予算書のほうから御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

江副康成委員長

ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩



午前10時24分開議

江副康成委員長

再開します。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

それでは、水道事業の予算書のほうから説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

まず第2条におきまして、業務の予定量について定めております。

給水戸数につきましては、前年度から500戸増の3万1,100戸。年間総給水量は前年度比0.5%増の756万6,000立方メートル、1日平均給水量2万672立方メートルと予定をしております。

第3条におきまして、収益的収支及び4条で資本的支出について定めております。

詳細については、後ほど御説明をさせていただきます。(発言する者あり)

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午前10時26分休憩



午前10時26分開議

江副康成委員長

再開します。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条で債務負担行為をすることができる事項などを定めております。

第6条で起債の目的や限度額等を定めております。本年度の起債借入予定額を4億1,480万円としております。

第7条で一時借入金の限度額を6億円と定めております。

第8条で、流用することができる項目といたしまして、営業費用と営業外費用を定めております。

第9条で流用禁止項目として、職員給与費及び公債費と定めております。

第10条で、受贈品経理を行うたな卸資産の購入限度額を2,867万9,000円としております。

続きまして、予算に関する説明書でございますが、4ページ、5ページの実施計画書は後ほど別途資料で説明させていただきますので、飛ばしまして6ページをお願いいたします。

平成31年度のキャッシュフロー計算書を記載しております。

ページの下段になりますけれども、資金期首残高に対しまして1億9,378万2,686円増加いたしましたので、資金の期末残高は18億2,449万7,562円となります。

続きまして、7ページをお願いいたします。水道職員21名分の給与費明細書でございます。

以下、9ページまで項目ごとに職員数、金額等を記載しております。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。

平成31年度から3年間委託をする浄水場運転管理業務を計上いたしております。

11ページから13ページまでは平成31年度末の予定貸借対照表でございます。

資産合計及び負債資本合計は、それぞれ149億5,432万6,302円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。前年度分の予定損益計算書を、それから15ページから17ページには前年度分の予定貸借対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

予算書の説明書は以上でございます。

続きまして、タブレットの当初予算説明資料をお願いいたします。

江副康成委員長

ちょっと待ってくださいね。

出ていますかね。

当初予算説明資料ですよ。（「はい、5ページをお願いいたします」と呼ぶ者あり）

よろしいですかね。じゃあお願いします。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

そうしたら5ページをお願いいたします。

最初に平成31年度の事業概要について御説明いたしますので、1ページ戻っていただきま

して、ページを振っておりませんが、事業概要を記載したものがございますので、そちらのほうをお願いいたします。

主要事項説明書でございます。

その中ほどに2事業内容と記載した欄がございますので、そちらのほうをごらんください。

(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時31分休憩



午前10時31分開議

江副康成委員長

再開します。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

現在、平成25年度から平成39年度までの事業計画を定めております鳥栖市水道施設整備実施計画に基づきまして事業を進めているところでございます。

平成31年度については、大きく次の3つの事業に取り組んでまいります。

1つ目の事業としては、安楽寺水源地耐震補強実施計画委託でございます。

これは平成32、33年度に施工を予定しておりますポンプ等耐震補強工事の実施設計を行うものでございます。

平成31年度の事業費といたしましては、実施設計委託料として2,640万円を当初予算に計上しております。

次に2つ目の事業でございます。

平成30年度から事業着手しております導水管更新事業でございます。

この事業は、安楽寺水源地から原古賀町の浄水場まで原水を送ります導水管を布設する事業でございます。延長は約5キロメートルで総事業費は約27億円を見込んでおるところでございます。

平成31年度の事業費といたしましては、平成30年に引き続き2カ所で施工してまいります。

工事請負費として2億2,520万円を当初予算に計上しているところでございます。

3つ目の事業といたしましては、引き続き老朽化した配水管の布設替工事を実施するものでございます。

本年度は本鳥栖町、古野町、真木町、西田町等で施工を予定しており、平成31年度の事業費は、1億9,305万円を当初予算に計上しております。

以上が主要事業の説明になります。

1ページめくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

ここからは予算書の、先ほど出しました実施計画の説明になります。

まず、収益的収支の主なものについて御説明をいたします。

款、水道事業収益、項、営業収益、目、給水収益の水道料金につきましては、給水戸数の増による増収の一方で、事業系給水量の減も見込まれますので、前年度並みの収入を計上しているところでございます。

目、加入金につきましては、消費税増の駆け込み需要の減を考慮いたしまして、前年度より減額して計上をしております。

目、受託工事収益につきましては、開発行為及び雨水整備関連の受託工事収益を計上しております。

目、その他の営業収益につきましては、送水給水装置工事申し込みに係る設計審査及び工事検査手数料、並びに消火栓維持管理に係る一般会計負担金等の雑収益を計上しているところでございます。

次に、項、営業外収益、目、受取利息及び配当金につきましては、預金及び有価証券等の利息を計上しているところでございます。

目、消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、消費税等の還付金の見込み額を計上いたしております。

目、長期前受金戻入につきましては、支出側の減価償却と同様にその財源の一部についても繰り延べして予算化するものでございます。

6ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明をいたします。

款、水道事業費用、項、営業費用、目、原水浄水費の委託料は、浄水場の運転管理業務委託料、機械設備等の保守点検委託料及び水質検査委託料が主なものでございます。

修繕料は、機械電気設備及び水質分析機器等の修繕料でございます。

動力費は浄水場及び水源地の電気料でございます。

薬品費は、粉末活性炭等の水処理に要する薬品や水質検査用の試薬の購入費でございます。

負担金はダム等の施設管理負担金が主なものでございます。

目、配水及び給水費の委託料につきましては、給配水管修繕等委託料及び給配水管漏水調査委託料が主なものでございます。

修繕費は主に給配水管の修繕費でございます。

路面復旧費は、配水管布設工事後の道路舗装工事費でございます。

動力費は、北部中継ポンプ場の電気料でございます。

目、業務費の委託料につきましては、検針業務委託料及び検定満期の量水器取りかえ業務委託料が主なものでございます。

修繕費は検定満期の量水器に係るものでございます。

目、総係費の貸倒引当金繰入金は次年度に水道料金が回収困難と予定される額を計上しているものでございます。

目、減価償却費につきましては、構築物や機械及び装置などの固定資産等の減価償却予定額を計上しております。

目、資産減耗費につきましては、配水管布設替及び機械設備更新に伴います固定資産の除却費でございます。

7ページをお願いいたします。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等の償還額を計上いたしております。

項、予備費につきましては、前年度と同額を計上いたしております。

次に、資本的収支の主なものについて御説明いたします。

款、資本的収入、項、企業債につきましては、配水管の布設等に係る額を計上しております。

項、工事負担金につきましては、開発行為及び雨水整備関連の工事負担金の見込み額を計上いたしております。

項、他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴う一般会計負担金を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

資本的支出について御説明をいたします。

項、建設改良費、目、原水設備費につきましては、安楽寺水源地の耐震補強のための実施設計委託及び水源地関連施設の更新工事費等でございます。

目、浄水設備費の機器購入費は、水質検査及び分析のための機器等の更新を行うものでございます。

目、送配水設備費の委託料につきましては、配水管及び導水管の布設工事実施設計委託に

係るものでございます。

工事請負費につきましては、漏水管の更新と耐震化を行います配水管の布設替工事及び昨年度から引き続き実施する導水管更新工事が主なものでございます。

項、企業債償還金につきましては、所要の額を計上いたしております。

項、予備費につきましては、前年度と同額を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案乙第13号 平成31年度鳥栖市水道事業会計予算の説明を終わります。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、ちょっと単純なやつですけど、予算書別紙、あと説明書だったら5ページですかね、一番上、給水収益のところの給水戸数3万1,100戸。

これ500戸増という説明を受けたと思うんですけど、さっき僕が言っていた平成30年度の補正のところでは3万800戸っていうところで、計算上、200戸ほど合わないと思うんです。

これ何か理由があるんですか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

池田議員の御指摘のとおりでございますけれども、あくまでこの表は本年度と前年度の当初比較でございますので、間に補正が入りますけれども、当初比較では500戸ということになります。

補正からは300戸ということで。

池田利幸委員

わかりました。

そうしたら去年当初より、平成30年度で200戸、もともとふえている、途中でふえているっていう考え方でいいということですね。

ありがとうございます。

久保山博幸委員

新産業集積エリアが今ちょっとストップしている状況の中で、水道事業の影響っちゅうのは何かございますでしょうか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

新産業集積エリアにつきましては、今道路のほうには水道管が入っておりませんので、それに合わせて入れるつもりではございますけれども、あと、県道中原鳥栖線については事業

を進められるということでございますので、それに合わせて入れる計画はしております。

江副康成委員長

いいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

池田利幸委員

ちょっとこれ予算書に載っているか、僕よくわからなかったんですけど、浄水場、今ずっと工事延びているじゃないですか。あれの進捗状況はどんな感じなんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

12月議会の時点でコンクリートの土木工事のほうですけれども、下処理について不備がありましたので、その手直しを行うということで、お話をしておりましたけれども、現段階では手直し作業にちょっと時間がかかっておりまして、状況的には、その時点とまだ余り変わっていないような状況でございます。

平塚俊範浄水場長

先ほど今村次長のほうから、ちょっと誤りがありましたので訂正させてもらおうと、6池のほうの増設工事をしておりますけれども、6池のうち4池のほうはもう次の段階に進んでおります。

残り2池について今再度の手直しをしておりますので、進捗的には淡々と進んでいるという状況でございます。

池田利幸委員

そこは修正が入っている部分っていうのは、鳥栖市で持つ——追加で費用がかかっているっていうのはないですかね。これ業者のミスだった分は業者が費用持っているんですか。市が出しているんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

今、業者の負担でお願いしております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あと1点。

12月終わった後に、機械の故障の部分で御説明に来ていただいている部分っていうのは、あれは平成30年度の補正か何かに入っていたんですが、何もあれは入っていないんですかね。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

あの予算につきましては、現在、継続費でやっております予算内で執行させていただいております、現在もう事業には着手しております、現場は動いておりませんが、工場製

作のほうに入っております。

池田利幸委員

わかりました。ありがとうございます。

なるべく早くできるように、ここから何十年と使っていく部分なんで、慎重にやっていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

江副康成委員長

ほかに。

小石弘和委員

ちょっとわからないから1点お聞きしますが、これ債務負担行為の第9条に職員給与等で交際費20万円上がっている。

この交際費20万円は要するに何に使うわけ。

江副康成委員長

何ページですかね。

小石弘和委員

2ページの債務負担行為。

樋本太郎上下水道局管理課長補佐兼総務係長

交際費につきましては、水道事業管理者の交際費として、毎年20万円ほどを計上させていただいております。

ただ、もう近年は、実際支出したという実績はございません。

以上でございます。

江副康成委員長

いいですか。

小石弘和委員

じゃあ形だけ載せているわけ。

樋本太郎上下水道局管理課長補佐兼総務係長

さようでございます。

小石弘和委員

使う形跡がないなら、これもう9条から削除したほうがいいんじゃない、債務負担行為で。

江副康成委員長

いいですか。

樋本太郎上下水道局管理課長補佐兼総務係長

今後はちょっと協議をさせていただきまして、議員御指摘のとおり検討させていただきた

いと思っております。

小石弘和委員

それからもう一点ちょっとお伺いしますが、6ページの水道未納で現在水道がとまっている所帯があるのか。あった場合、要するにどのくらいあるものか、わかります。

水道未納で水道がとまっている所帯が現在あるのか、そして未納額がどのくらいあるものかというふうなことを答弁いただきたいと思います。

小川智裕上下水道局管理課長補佐兼業務係長

現在、毎月停水作業は行っております。

その場で入金があれば開栓をしておりますけれども、入金をしていただけない、御連絡がない場合につきまして停水しております。

現在、停水中っていうのは、ちょっと詳細を、今、すいません把握してありませんが、現在、停水中の分については10件に満たないぐらいの件数が、まだうちのほうで使えない状態にさせていただいております。

あと、滞納額につきましては、収納率が今97%ぐらいになっておりますので、即答が、すいません、できなくて申しわけございませんが、それ以外の部分が滞納ということになっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

江副康成委員長

いいですか。

ほかに。

伊藤克也委員

主要事項説明書の中の、ストックマネジメント事業についてお尋ねをさせていただきたいんですが、全体計画の策定を本年度は……。 (発言する者あり)

次ですね、ごめんなさい。

江副康成委員長

ほかにご覧いませんか。

いいですか。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

〰〰〰

議案乙第14号 平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第14号 平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

最初に、先ほどの別冊になっております平成31年度下水道事業予算書から御説明をしたいと思っておりますので……。

江副康成委員長

よろしいですか。

タブレットもあるし、こちらは何ページですか。（「予算書19ページになります」と呼ぶ者あり）

19ページはもう開いておいてください。

じゃあすいません、今村次長、説明をお願いします。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

予算書の19ページをお願いします。

第2条において業務の予定量について定めております。

水洗化戸数につきましては、前年度から600戸増の2万8,700戸、年間総処理水量は前年度比2%減の870万立方メートル、1日平均処理水量については2万3,770立方メートルと定めました。

第3条で収益的収支及び第4条で資本的収支について定めております。

詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

20ページをお願いします。

第5条で債務負担行為をすることができる事項などを定めております。

第6条で起債の目的及び限度額等を定めております。本年度の起債借入予定を14億7,740万円としております。

第10条で一般会計から補助を受ける他会計補助金として5億334万9,000円を規定いたしております。

続きまして、予算に関する説明書でございますが、22ページ、23ページの予算実施計画書は後ほど別途資料で御説明させていただきますので、24ページをお願いします。

平成31年度のキャッシュフロー計算書を記載しております。

ページ下段になりますが、資金期首残高に対して、4,378万8,809円増加して、資金期末残高は1億3,753万8,431円となります。

これは平成31年度の予定バランスシートの資産の部、現金預金の額となります。

25ページをお願いします。

下水道事業の職員15名分の給与費明細書でございます。

以下、27ページまで項目ごとに職員数、金額等を記載いたしております。

28ページをお願いします。債務負担行為に関する調書です。

表の上から3枠目でございますが、平成31年度から3年間委託をする浄化センター包括的業務委託を新たに設定しております。

29ページから31ページまでは、平成31年度末の予定貸借対照表でございます。

資産合計及び負債資本合計は、それぞれ435億142万2,555円となっております。

32ページに前年度分の予定損益計算書を、33ページから35ページに前年度末の予定貸借対照表を記載いたしております。

続きまして、タブレットの当初予算説明資料のほうをお願いしたいと思います。

9ページをお願いいたします。

最初に、平成31年度の主要事項について御説明いたします。

1ページ戻っていただきまして、中ほどの2の事業内容をごらんください。主要事項の説明になりますが、3項目を上げております。

まず、(1)浄化センター長寿命化工事につきましては、浄化センターの長寿命化計画を平成24年度に策定いたしまして、平成29年度から工事に着手しております。

この事業は、浄化センターの延命化を図ることを目的としておりまして、ポンプや操作盤などの機械・電気設備等の取りかえ工事などを行っております。

工事は3期に分けて、1期目は、平成29、30年度、2期目は平成30、31年度、3期目は平成31、32年度と分けて行います。本年度の事業費は、委託料5億4,400万円を計上しております。

次に、(2)ストックマネジメント事業でございます。

今後、急速に老朽化することが見込まれる下水道施設の管理を最適化するために、平成30年度から、ストックマネジメント事業に取り組んでおります。

管路施設につきましては、昨年度に下水道の管路施設台帳を電子化しましたので、その資料をもとにして、全体計画の作成を行います。

浄化センターにつきましては、実施計画書を作成するための資料として、施設や設備などの詳細の調査を行います。本年度の事業費は、委託料4,500万円を計上しております。

3つ目は(3)農業集落排水施設の公共下水道への接続工事でございます。本年度は於保里地区の接続工事を行います。

平成25年度から順次行ってきました農業集落排水施設の公共下水道への接続はこれをもって全て完了することになります。本年度の事業費は、工事請負費700万円を計上しております。

以上が、主要事項の説明になります。

1つページをめくってください。9ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款、下水道事業収益、項、営業収益、目、下水道使用料につきましては、平成31年度の業務の予定量で算定した額を計上しております。

目、他会計負担金につきましては、雨水事業に要する経費について、一般会計より負担金として受け入れるものでございます。

項、営業外収益、目、他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

10ページをお願いします。

次に収益的支出について御説明いたします。

款、下水道事業費用、項、営業費用、目、管きよ費につきましては、下水管きよなどの維持管理に要する経費でございます。

委託料につきましては、汚水管きよ清掃委託料及び下水道台帳データ更新業務委託料などが主なものでございます。

修繕費はマンホール等の補修にかかわる修繕費でございます。

目、処理場費の委託料につきましては、浄化センター及び北部中継ポンプ場などの運転管理業務や薬品代、光熱水費などを包括的に委託する経費及び汚水処理で発生します汚泥の収集、運搬、処理経費の委託に係るものが主なものでございます。

修繕費につきましては、浄化センターの機械・電気設備に関する修繕が主なものでございます。

目、業務費の報償費は、受益者負担金の前納報奨金となっております。

また、負担金は下水道使用料などの徴収事務の水道会計の負担金となっております。

目、総係費のうち、貸倒引当金繰入額は、次年度に下水道使用料が回収困難と予想される額を計上いたしております。

目、減価償却費につきましては、下水道管きよや浄化センターなどの構築物や機械装置などの減価償却費予定額を計上しております。

11ページをお願いします。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等を計上しております。

目、消費税及び地方消費税につきましては、消費税経理による平成31年度予算に対する納税予定額を計上しております。

項、特別損失、目、その他の特別損失につきましては、浄化センター長寿命化工事及び国道3号下水道管移設工事にかかわる除却によるものでございます。

項、予備費は前年度と同額を計上しております。

12ページをお願いします。

次に、資本的収支について御説明いたします。

款、資本的収入につきましては、資本的支出の建設改良費、企業債償還金などへ充当する財源といたしまして、項、企業債、国県補助金、出資金、分担金及び負担金などを計上しております。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、施設建設費の委託料は、浄化センター長寿命化工事委託や、し尿等受入施設の工事委託及び管きょ等の設計委託が主なものとなっております。

工事請負費につきましては、農業集落排水施設於保里処理場の下水道接続工事や西田川雨水対策工事及び国県道の道路改良工事に伴う下水道関係の移設工事などが主なものでございます。

項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、今年度分の建設事業債と資本費平準化債の償還金となっております。

以上、簡単ではございますが、議案乙第14号 平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

伊藤克也委員

済みません、先ほどはフライングしてしまいました。

主要事項説明書のストックマネジメント事業についてお聞きをします。

現在、全体計画を策定されているっていうふうなことだと思うんですけども、大体これってどれぐらいのスパンでまず考えられていかれるのかを教えていただければと思います。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

このストックマネジメント事業については……（「日本語ば教えてくれんかい」と呼ぶ者あ

り)

鳥栖市の浄化センターについては、平成2年に供用開始をしてから、これまでもメンテナンス等を行っておりますけれども、当初から設置されております施設とか整備については、腐食などによって損傷とか異音とか振動などがあらわれ始めております。施設の機能とか、設備能力を損なう可能性が高まってきているというふうな状況でございます、そこで平成24年、25年に長寿命化対策事業として全体計画を作成して、平成28年、29年に実施設計を行って、この長寿命化対策事業に昨年度から工事に着手しております。

この下水道の長寿命化対策事業については、平成32年度に終了しますので、それにかわるものとしてストックマネジメント事業がございます。

長寿命化計画については、部分的な更新とか、部品の取りかえなどで下水道施設の延命化を図ることを目的としておりまして、また、これは古い施設のみが対象となりますけれども、これに対して、ストックマネジメント計画については古い施設、新しい施設を問わず、施設全体の改築とか修繕計画、維持管理計画を定めて中長期的な視点を踏まえて、下水道施設全体の最適化を図ることを目的といたしております。そのような事業でございます。

江副康成委員長

いいですか。

中牟田恒上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長

ストックマネジメント計画の工事につきましては、国の指導のもと5年以内の計画のもと、やるということで計画をしております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうでしたら毎年度ごとに、本年度は4,500万円を予定されているというふうに思いますが、大体5,000万円前後を計画的にストックマネジメントのために、予算措置をされていくというふうな考え方でよろしいわけですか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

ストックマネジメント事業も管きょと浄化センターの分と両方ございますけれども、おおむねそれぐらいの金額で、今まだ計画の調査、全体計画の段階でございますので、当面の間は、その金額がついて、その後工事が入ってまいりますので、そこからがまた大きな金額になってまいります。

池田利幸委員

すいません、まず浄化センター長寿命化工事。

これは、どういうことをやってきたのか詳細をまず教えていただきたいのが1点。

あと、ストックマネジメント事業、これで、さっき御説明あっていたんですけど、何をやるのかちょっと簡潔に教えていただければありがたいなと思います。

あと、浄化センターについては長寿命化っていうか、建て直してっていう話が出ていなかったですか。その辺までちょっと含めてお話もらえればありがたいなと思うんですけど。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

今行っております長寿命化対策につきましては、機械設備とかのポンプの本体であったり、汚泥かき寄せ機、スクリーンかす脱水機とか、またゲート設備の可動堰、スカム除去装置、送風機とか、そういったものの取りかえであったり、また電気設備については、変電設備や計装設備から監視制御設備、そういったものの交換などを行っております、先ほど申し上げましたように、長寿命化については古い施設のみでございますので、今、浄化センターについては1系列と2系列と2つございまして、対象となっているのが1系列のほうのみでございまして、ストックマネジメントについては、全体が対象になりますので、今回の調査については、まずは、前回できなかった分の調査などを含めて、こういったものを含めてあと更新であったり、部分的な取りかえであったり、そういった計画書を作成するつもりでございます。

池田利幸委員

すいません、要は、ストックマネジメントは今までやれなかった新しい部分とかも含めて、全体の長寿命化の計画を5年間にかけて、年次ごとにやっていくっていう計画っていうことの理解でよろしいんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

そういった計画になります。

池田利幸委員

今回、ストックマネジメントでつく事業用の4,500万円をどれに充てるっていうお話なんですかね。どれに充てるではないんですか。

中牟田恒上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長

池田議員の御質問にお答えします。

平成27年度に下水道法改正がございまして、そのときに、ストックマネジメントの手法を定めた改築工事をやるということになりまして、長寿命化計画工事につきましては、平成32年度で終わるという制度になりましたので、今後はストックマネジメント計画でないと更新工事の補助を受けられないということで、鳥栖市浄化センターにおいてもストックマネジメント計画を活用して更新工事を行うこととしております。

補足になりますけれども、長寿命化工事につきましては、1期工事につきましては沈砂地

と1系の1の水処理施設、2期工事につきましては汚泥系の更新工事、3期目につきましては1系の2から4と残りの1系の部分をやることとしております。

今後のストックマネジメントにつきましては、浄化センターにつきましては、今後1系で長寿命化終わった後の2系列を今後計画の対象範囲としまして改築工事を今後やっていくということの準備を今しているところでございます。

以上、お答えいたします。

江副康成委員長

ほかに。

内川隆則委員

マスコミで騒がれまして、水道の民営化が法制化されましたかね。

この辺については市民の皆さん方もいろいろ心配っていうか、疑問とされているような話も聞きますので、鳥栖市としてどういうふうな考え方になるのか、あるいは、これについて、民営化がメリットなのかデメリットなのか。

そういう点もちょっとわかれば教えてもらいたいと思います。

江副康成委員長

ちょっともう今下水道に入っていますけど、今の関連で、答えられる範囲で教えてください。(発言する者あり)

今、下水道やっているけんですね。さきの部分も含めて、関連して答えられるんだったら、教えてくださいと言っているんです。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

上下水道の民営化については全国的な人口減少に伴って、上下水道料金の収入が減る一方で、高度経済成長期に整備されました上下水道施設の老朽化が進んで、今後そういう施設の更新などで多額の費用が必要となるということで自治体の財政を圧迫するようなことが予想されます。

これを民営化することで、上下水道の効率化が進んで、コストも削減されるというふうなことでの民営化だと思いますけれども、鳥栖市の場合においては、現状でもまだ料金収入はふえておまして、経営についても健全な状態で運用しております。

また、施設の更新についても、ほかの事業体に比べれば先行して行っておりますので、民営化については考えておりません。

メリット、デメリットですけれども、問題点といたしましては、民間は利益を求めますので、料金の値上げにつながったり、それを抑えるがために更新がおくれて水質が悪化したり、管が悪くなったり、そういったことで漏水等もふえることが考えられます。

あと、自治体が持っているノウハウが失われまして、企業側の言いなりになるおそれもございまして、チェック体制ができないというふうな懸念もございます。

あと、サービスの低下とか、災害時の対応に不安を残すこともあり得ます。

あと、民間企業については、情報をオープンにする義務がございませんので、議会などのチェック機関が甘くなって、監督が及ばず、経営が不透明になったりすることも考えられます。

以上のようなことが問題点かと思えます。

内川隆則委員

ちょっとこれで終わるかと思って、その前にとお思いまして、失礼しましたが、何でも、流行に飛びつきやすいような人たちもいらっちゃって、じゃあやろうじゃないかっていうふうな話があるような場合もあります。

今まで第三セクターとか、指定管理者とか、今一部指定管理者しよるけど、何のメリットも生まれてきとらんわけよね。それは他の自治体も含めて。

だから、そういうやつをまたやるのかというふうな思いがあったので、ちょっと質問したわけですので、流行にさらされないようお願いしたいと思えます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

池田利幸委員

すいません、10ページの総係費のところの貸倒引当金繰入額ですかね、224万円。

これ、もう一回説明いただきたいのと、貸し倒れってことは基本的に回収を、もう落とすって話ですか。

それが何件とかあるものなのか教えていただきたいです。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

貸倒引当金の繰入金につきましては、未収金が大体5年で不納欠損になります。

不納欠損をする場合、一応毎年度、不納欠損の見込み額を引当金として、ちょっと引き当てをいたしまして、それを4年後に引き当てをして5年後に欠損をするという形でございますので、その不納欠損の見込み額が224万円ぐらいで、大体年間それぐらいの欠損をしております。大体700件ぐらいの件数でございます。

主な理由としては所在地不明とか、そういったもので5年間収納ができなかったものについて不納欠損、税等と同じようにさせていただいております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案甲第27号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案甲第28号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

続きまして、議案甲第27号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案甲第28号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

資料は参考資料のほうをお願いいたします。

甲議案の参考資料でございます。最後のほうについているかと思えます。

江副康成委員長

ちょっとお待ちください、私も出とらん。

何ページですか。（「82ページです」と呼ぶ者あり）（「水道が82ページで、下水が84ページになります」と呼ぶ者あり）

82ページですね。

じゃあ高尾次長、続けてお願いします。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案甲第27号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案甲第28号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例について一括して御説明を申し上げます。

今、条例案の参考資料の82ページを開いていただいていると思えますけれども、この2条例案は、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げることに伴い、水道料金、加入負担金、それから下水道のほうでは下水道使用料を改正するものでございます。それぞれ、83ページが水道、85ページが下水道、新旧対照表をつけております。

改正の内容といたしましては、83ページをお願いいたします。

ここに新旧対照表をつけておりますけれども、水道のほうで説明しますけれども、改正の内容といたしましては、水道は水道料金、加入負担金、下水道は下水道使用料を規定した各条文中の消費税率を100分の108から100分の110に改めるものでございまして、施行日は平成

31年10月1日としているところがございます。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案甲第14号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

続きまして、議案甲第14号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

議案甲第14号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

参考資料の38ページをお願いします。

この条例は、下野地区農業集落排水の老朽化に伴い農業集落排水を公共下水道で処理することとしたため、同施設を廃止することに加え、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、農業集落排水施設使用料を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、農業集落排水使用料を規定した第16条中の消費税を100分の108から100分の110に改め、施設の名称等を規定いたしました別表第1の中から下野地区農業集落排水施設を削除するものでございます。

施行日につきましては、施設の廃止につきましては、平成31年4月1日、消費税率の引き上げにつきましては、10月1日といたしております。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

江副康成委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午前11時18分散会

平成31年 3 月 8 日 (金)

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 伊藤 克也
委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男
久保山博幸 池田 利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長 松雪 努
商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐 向井 道宣
商工振興課商工観光労政係長兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室肥前さが幕末維新博覧会事業推進係長 犬丸喜代子
産業経済部次長兼農林課長 松隈 久雄
農業委員会事務局長 倉地 信夫
産業経済部次長兼建設課長 佐藤 晃一
維持管理課長 大石 泰之
国道・交通対策課長 中内 利和

上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸
上下水道局管理課長補佐兼総務係長 樋本 太郎
上下水道局次長兼事業課長 今村 利昭

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

現地視察

栖の宿（河内町）

西田川雨水対策工事（西田町）

自由討議

議案審査

- 議案甲第12号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第13号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第14号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第15号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案甲第16号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例
- 議案甲第17号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例
- 議案甲第18号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案甲第19号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案甲第27号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案甲第28号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
- 議案乙第4号 平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案乙第5号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）
- 議案乙第6号 平成30年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案乙第7号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算
- 議案乙第11号 平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算
- 議案乙第12号 平成31年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算
- 議案乙第13号 平成31年度鳥栖市水道事業会計予算
- 議案乙第14号 平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算

〔総括、採決〕

報告（商工振興課、建設課）

組織機構の見直しについて

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午後 3 時 13 分開議

江副康成委員長

再開いたします。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

先日農林課関係分の委員会におきまして、資料の提出を求められましたので、これについて説明をさせていただきます。

予算につきましては、平成31年度当初予算の説明資料21ページの款 6 農林水産業費、項 2 林業費、目 2 林業振興費、節13委託料の森林整備伐採委託料についてでございます。

資料のほうをお開きいただきたいと思います。

佐賀県の森林環境税についての 2 ページ目をお願いいたします。

本事業につきましては、佐賀県の森林環境税を活用した事業ということになっております。

まず、森林環境税についてですが、資料に沿って説明をいたします。

制度の創設の背景でございますけれども、木材価格の低迷や、担い手の減少によりまして、適切な森林整備が行われず、荒廃した森林が増加している状況でございます。

このような状況がさらに進めば、水源の涵養、土砂災害の防止等の森林の持つさまざまな公益的機能が損なわれ、県民の生活に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで森林環境税を財源として、荒廃森林の再生に県民一体となって取り組み、森林の公益的機能の高度発揮を目指すことを目的として、平成20年度に創設をされまして、数え期間としては 5 カ年を 1 期として、現在は 3 期目ということでございます。

税額につきましては、年間、個人では 1 人 500 円ということでございます。

鳥栖市におきましてこの税を使った事業についてでございますけれども、まず、第 1 期、平成20年から24年につきましては、河内ダム周辺環境林200ヘクタールを実施させていただいております。

第 2 期、平成25年から29年ですけれども、これは牛原地区を指定しまして、平成28年度、29年度で11.94、13.39ヘクタールを実施いたしております。

そして、現在でございますけれども、現在、ふるさとの森林づくり事業という名前に名称が変更になっておりまして、平成30年度から32年度で対象は古賀町、来年度につきましては、0.17ヘクタール、侵入竹伐採面積については2.44ヘクタールでございます。事業費については350万円でございます。

もう一点お尋ねの事業実施に当たっての基準でございますけれども、佐賀県ふるさとの森

林づくり事業補助金要綱に定められておりまして、6ページをお願いいたします。

対象としては、事業種目の2の公的整備タイプということになります。

補助については10分の10で各地区1,000万円が限度ということになっております。

対象でございますけれども、9ページをお願いいたします。

この中に採択要件ということで規定が出されておまして、基本的に、これは公有化タイプですけれども1、2、3は両方とも共有でございます、基本的に、こちらの分と、10ページでございます、それ以外の部分1、2、3、4、5、6。

この部分が適用要件ということで、基本的には管理が十分でなく公的に管理を支援すべき森林ということで規定がなされているものでございます。

なお、この事業実施におきましては、整備後10年間は、開発や転用ができないということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたが、この際ですので、わかりにくいところ、あるいは御意見等がありましたらお受けしますが、よろしいですか。

小石弘和委員

これ、業者は入札制度でやっているわけですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

基本的には佐賀東部森林組合というところが、主にやっております。

以上でございます。

小石弘和委員

佐賀東部森林組合がそこに委託というような形ですか。（「そういうことでございます」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

この前ちょっと聞いていた申請のやり方とか場所の決め方の部分で、個人から申請を上げてもらって受け付けるのか、こっちで決めているのかっていう部分は結局どうなるんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

すいません、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

基本的に、こちらのほうに実施している森林について記載しておりますけれども、河内ダムのほうから、東のほうから順次行っていくという計画になっております。

事業採択の流れでございますけれども、1、2、3、4というふうに書いております。

間伐済みの森林の隣接地のうち、荒廃した森林、そのおそれのある森林をまず選定をしまして、現況調査をいたしまして、森林所有者の説明会、そして間伐事業実施という流れになっております。

ですから、今こちらのほうは色がついているところが整備地区ですので、今後、山浦、平田の西側のほうに地区選定をしながら間伐を行っていくということでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ということは、これは鳥栖市のほうで選定しながら、要は個人さんがもうどうも手をつけられないのでお願いしますって言ったところをやるっていうわけではないってことですね。

仮にそういうところがあったとしたら、それは採択の選定条件に入ってくるんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

基本的にはこの地区で全体を網羅しますので、本人さんが要らないというところについては、のけていきますけれども、基本的には、そういう手入れがなされていない部分については順次行っていくという形になっております。

そしてもちろん本人さんの同意が必要ですので、本人さんにも当然、同意をいただいて実施していくという形になります。

以上でございます。

池田利幸委員

そうしたら、地区全体をずっともう網羅するってことですね。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

そのとおりでございます。

小石弘和委員

これ正式に今委託受け入れられるところは、東部森林組合で理解していいんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

東部森林組合にお願いいたしております。

以上です。

小石弘和委員

もう一点。

これ平成20年から始まった部分で、これは永続的に続いていくんですか、これ。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

これは県税を生かすという形でございますので、5年1期ということでございますので、5

年ごとに県のほうでこの税についての考えをまとめられますので、基本的には現在3期目までが確定しているという状況でございます。

その後は県でなるべく継続していただくような形になってくるし、まだ国のほうでもまた新たな税を創設されましたので、その部分で実施していくということになると思います。

以上でございます。

小石弘和委員

いや、私たちに1つもメリットがないのに500円ずつ払うけん、やっぱり痛いですよ。難儀していますから。

ですから、いつまでというふうなことをやっぱり区切ってもらわないかん。わからんまま、この県税500円を取られているから。

何のためやろうかというふうなことがよくわからない人は、そのまま500円ただ取りですよ。以上です。

内川隆則委員

今言われた国の制度ができて、その辺、この兼ね合いはどういうふうになると。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

国のほうでも新たに創設がされましたけれども、基本的には県の部分については存続していくという形で充実させていくという話で伺っております。

国の事業については、市のほうにどういう形でというのは今後おりてくるというふうに思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

佐賀県はもうそぎゃんしてしよんなら、国の制度は要らないでしょうもんと、佐賀県は外しますよと言われることになりかねんごたっ気もするけんが、その辺どげんなるわけ。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

佐賀県のほうが先駆的にこの税の制度をまず導入されまして、その後、他県でも同じような制度を導入されてきております。

それに触発されて国のほうの制度もできているということでございますので、基本的に国ができたから、県があるから国の部分はしないとかいう話ではございませんで、県は県、国は国、両方で充実してやっていこうというような説明がっております。

以上でございます。

内川隆則委員

ややもすると、そういうふうなことで、あなたのところは後回しにしようとかというふう

先ほど、やまびこ山荘のところに視察に行ったんですけれども、あれ、指定管理者制度になってまずどのぐらいになりますかね。

そして、あと何年の契約が残っているんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

指定管理につきましては、平成21年度から10年を経過いたしております。

現在の指定管理期間につきましては、平成32年度までとなっております。

内川隆則委員

この制度が果たしていいものなのかどうなのか、やっぱりメリットがないとやった意味がないと思うわけよね。

ややもすると、第三セクターでも全国的にもうほとんどやっていないところがあるように、結局、都合が悪くなった民間会社は手放すわけよね。

そして、そのしわ寄せは行政にきてしまうというふうになるのが、かなり第三セクターの反省からすると出てきているわけよね。

だから、指定管理者にしてよかったなというふうなことにならないと、またこれを継続するという意味にはつながらんとと思うわけよね。

だからその辺をきちんと見定めて、平成32年度までにどうするのかというふうなことが、きちんと総括されないと、次へ進むことは難しいと思うわけよね。

だから、私から言わせるならば、きちんともうメリットがないならば、直営でまた戻して、農林課の担当にすればいいのではないかというふうに思うし、それはいろんな形で、考えた上でやっていかんと。

例えば、地元の河内の人たちは山下市長が河内出身だから山下市長の発案でつくったので、みんな協力しようというふうなことでもって、発足がなされた中で、今や、ややもすると、河内の人たちは寄りつきがたいような状況になっているんじゃないかという話も聞くので。

ぜひ、そういうふうな総合的にどう考えて今後やっていくのかというふうなことを持って、行政はいわゆる金もうけ金もうけじゃやるつもりじゃないだろうから、市民のためにいかに、そういうふうなやつが生かされていくのかというふうなことを考えながら、やっていかなければならないと思うので、ぜひその辺はきちんと話をまとめていきながら、次へ進んでもらうように、ぜひ、あと2年、せっかく時間があるのでしっかり考えてやっていただきたいと。

そして平成32年度が終わるときにはどうするというふうなことが、行き当たりばったりじゃなくて、きっちりやっていただきたいというふうに思います。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

議員御指摘のように、平成32年度までになっておりますので、来年度、平成31年度に評価

続きまして、議案乙第4号 平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第5号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第5号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第6号 平成30年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第6号 平成30年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第7号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第7号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

続きまして、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



議案乙第11号 平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算

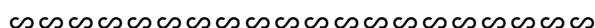
江副康成委員長

続きまして、議案乙第11号 平成31年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第12号 平成31年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

江副康成委員長

続きますして、議案乙第12号 平成31年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第13号 平成31年度鳥栖市水道事業会計予算

江副康成委員長

続きますして、議案乙第13号 平成31年度鳥栖市水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第14号 平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算

江副康成委員長

続きますして、議案乙第14号 平成31年度鳥栖市下水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案甲第13号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

続きますして、議案甲第13号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例……（発言する者あり）

休憩します。

午後 3 時36分休憩



午後 3 時36分開議

江副康成委員長

再開します。



- 議案甲第12号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第13号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第14号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第15号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案甲第16号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例
- 議案甲第17号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例
- 議案甲第18号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案甲第19号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案甲第27号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案甲第28号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

議案甲第12号の議案から再度、採決をやります。

議案甲第12号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例、議案甲第13号 鳥栖市滞

在型農園施設条例の一部を改正する条例、議案甲第14号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例、議案甲第15号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例、議案甲第16号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例、議案甲第17号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例、議案甲第18号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例、議案甲第19号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案甲第27号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案甲第28号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例、以上、10議案について一括してお諮りいたします。

10議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

10議案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって10議案は原案のとおり可決されました。

oo

江副康成委員長

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

本日、議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

oo

報 告（商工振興課、建設課）

組織機構の見直しについて

江副康成委員長

次に執行部より議案外の報告の申し出がっておりますので、これを受けたいと思います。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

江副康成委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後 3 時41分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 江 副 康 成

